

第2次 大阪狭山市地域福祉計画

平成 22 年（2010 年）3 月

大 阪 狭 山 市

はじめに

本市では、平成１７年３月に、『みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち』を基本理念に掲げ、第１次の「大阪狭山市地域福祉計画」を策定しました。

市民が互いの個性を尊重し、交流しあいながら、地域の福祉課題の解決に向けて、市民が主体となって「自助」と「共助」が身近な地域で行われるよう、市民の地域福祉への積極的な参加を促進する仕組みづくりに努めてまいりました。

しかし、急速な少子高齢化や核家族化の進行、長引く経済不況による雇用の悪化などにより、家庭や地域、企業による支えあい、助けあい機能は、一段と低下してきています。高齢者の孤独死や老々介護、虐待、災害時の要援護者への支援など、福祉に関連するさまざまな生活課題に対し、すでに公的な福祉サービスだけで対応することが困難な状況となっており、地域が一体となった支援体制が、ますます重要となってまいります。

このような状況に対応するとともに、これまでの実績と成果を踏まえ、第1次計画の基本理念及び基本目標を継承し、「第2次大阪狭山市地域福祉計画」を策定いたしました。

本市では、それぞれの地域において、まちづくり円卓会議の設立や自主防災組織の結成、地域・校区防犯ステーションなど、市民の主体的なまちづくりが進んでまいりました。

今後も、市民をはじめ、各関係機関・団体、事業者の皆様との連携、協働をさらに進め、すべての市民が住みなれた地域で、安心して暮らすことができるよう、本計画を着実に推進し、市民が互いに支えあい、助けあう地域福祉社会の実現をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご提言をいただきました大阪狭山市地域福祉計画推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民及び福祉関係者の皆様方に、お礼申し上げます。

平成22年（2010年）3月

大阪狭山市長 吉 田 友 好

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1.	計画策定の背景と趣旨	2
(1)	大阪狭山市地域福祉計画策定の背景	2
(2)	第 1 次計画策定後の社会経済情勢の変化	2
(3)	第 2 次大阪狭山市地域福祉計画策定にあたって	2
2.	地域福祉計画とは	3
3.	地域福祉計画の位置づけ	4
(1)	計画の位置づけ	4
(2)	計画の期間	5
(3)	地域福祉圏域のとらえかた	5
(4)	計画策定の体制	6
第 2 章	本市の地域福祉の現状と課題	7
1.	本市の地域特性	8
(1)	人口と世帯の状況	8
(2)	高齢者の状況	10
(3)	障がいのある人の状況	12
(4)	子どもの状況	13
(5)	生活保護世帯の状況	14
(6)	外国人の状況	15
(7)	地域福祉の担い手などの状況	15
(8)	まとめ	16
2.	アンケート調査結果にみる地域の課題	17
(1)	住んでいる地域について	17
(2)	生活課題について	19
(3)	福祉に関する考え方について	21
(4)	これからの大阪狭山市について	22
(5)	福祉関係者アンケート調査結果	26
3.	第 1 次計画の関連施策などの評価	31
(1)	基本目標別の評価及び進捗状況	31
(2)	基本目標別の取り組み実績	32
4.	本市の地域福祉における今後の課題	38

第3章 計画の基本的な考え方	49
1. 計画の基本的な考え方	50
2. 計画の基本理念	50
3. 計画の基本目標	51
4. 計画の重点的取り組み	52
(1) 災害時要援護者の支援	52
(2) 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり	52
(3) 小地域ネットワーク活動の充実	52
5. 計画の体系	53
第4章 計画の施策の展開	55
1. 施策の展開	56
基本目標1 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり	56
基本目標2 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり	61
基本目標3 みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり	67
基本目標4 誰にとってもやさしいまちづくり	70
2. 計画の推進及び進行管理・評価・公表	73
(1) 計画の推進	73
(2) 計画の進行管理・評価・公表	74
第5章 資料編	75
1. 用語解説	76
2. 第1次計画実施計画（平成20・21年度）に係る平成20年度事業評価一覧表	79
3. 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会設置要綱	85
4. 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会委員名簿	86
5. 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会の開催経過	87
6. 大阪狭山市地域福祉計画推進委員会設置要綱	88

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

（１）大阪狭山市地域福祉計画策定の背景

少子高齢化や核家族化、都市化の急速な進行により、家庭や地域での互いに支えあう機能は低下し、地域社会におけるつながりや助けあいの意識も希薄化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化をしてきました。同時に、地域の福祉課題も多様化、複雑化し、すべてを公的な福祉サービスで対応することは困難になってきました。

そのため、本市では、市民が互いの個性を尊重し、交流しあいながら、地域のさまざまな福祉課題の解決に向けて、一体となって取り組んでいけるよう『みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち』を基本理念とした「大阪狭山市地域福祉計画」（以下、「第１次計画」という。）を平成 17 年 3 月に策定し、取り組みを進めてきました。

（２）第１次計画策定後の社会経済情勢の変化

この間、国では、社会福祉制度改革により平成 18 年度に介護保険法の改正、障害者自立支援法の施行などを行いました。本市においても、できる限り地域の中で、その人らしい暮らしができるよう福祉サービスの充実を図ってきました。

一方で、核家族化や単身世帯、地域の中で引きこもりがちな家庭の増加、経済的な不況による企業の経費削減や若年層の雇用悪化、非正規雇用の増加などが進み、これまでのような家族内の助けあいや企業による支えについても期待できなくなっています。

このように、これまで生活の支えとなってきたさまざまな支えあい機能の低下により、高齢者の孤独死や老々介護、虐待、災害時の要援護者への支援など、地域福祉にかかわる深刻で多岐にわたる課題が出てきています。

（３）第２次大阪狭山市地域福祉計画策定にあたって

このような新たな課題に対応するために、第１次計画を見直し、これまでの成果を踏まえた実効性の高い「第２次大阪狭山市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 地域福祉計画とは

これまでの福祉は、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などに代表されるように、それぞれの対象者に主眼を置き、必要な福祉サービスを提供することを目的としていました。一方、「地域福祉」は自分たちが住む「地域」に主眼を置いたものであり、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての市民が地域において生き生きとした生活が送れるよう、市民や社会福祉を目的とする事業者、地域福祉に関する活動を行う人・団体が相互に協力する仕組みをつくっていくことです。

個人が人として尊厳を持って、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、地域福祉の必要性が高まっています。

■ 地域福祉の必要性

家庭や地域社会の変化

- ⇒ 少子高齢化、核家族化の進行による家族機能の低下
- ⇒ 地域の連帯感の希薄化
- ⇒ 地域社会での支えあう関係の脆弱化

地域住民のニーズの増加や多様化

- ⇒ 安全・安心の確立（自然災害や犯罪。事故への備え・・・）
- ⇒ ひとり暮らし高齢者やひきこもりがちな高齢者の増加、高齢者虐待
- ⇒ 児童虐待、孤立しがちな母親の増加
- ⇒ 障がいの多様化、障害者自立支援法の施行、入所施設利用者の地域移行
- ⇒ 公的なサービスだけでは対応できない福祉課題の増加

地域における「支えあい・助けあいの仕組み」である地域福祉が必要

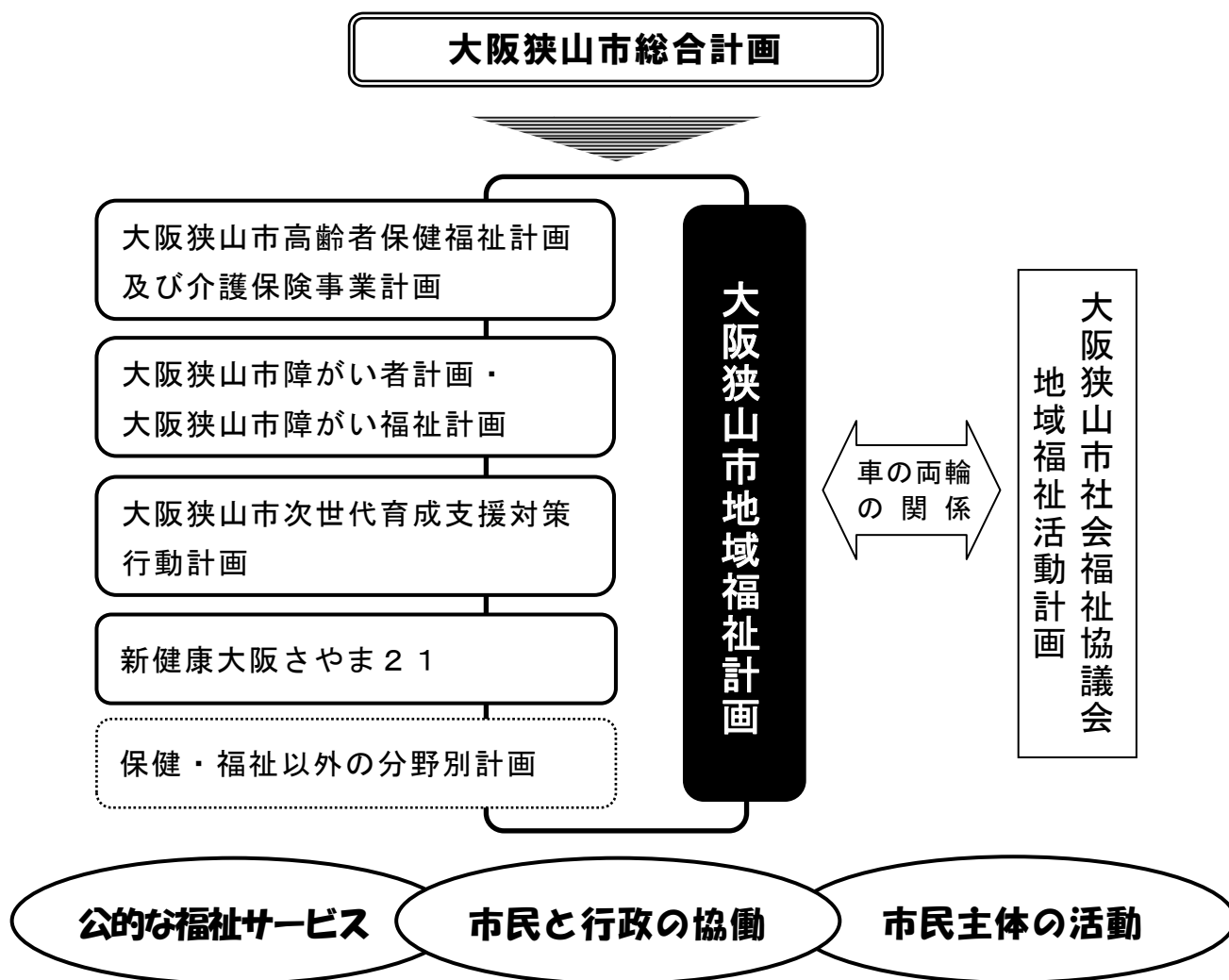
- ⇒ 隣近所や自治会などの関係づくり
- ⇒ ボランティア、NPO活動による支援

3. 地域福祉計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「大阪狭山市総合計画」を上位計画とし、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画・障がい福祉計画、次世代育成支援対策行動計画、新健康大阪さやま21などの保健・福祉関連の分野別計画を横断的につなぐ役割を担うとともに、教育、就労、人権、雇用、まちづくりなど幅広い他の分野別計画とも連携を図り、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものです。

また、本計画は、地域住民の自主的・主体的な行動計画である大阪狭山市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは車の両輪の関係にあるものであり、連携して地域福祉を推進します。



（２）計画の期間

本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの5か年とし、必要に応じて、見直します。

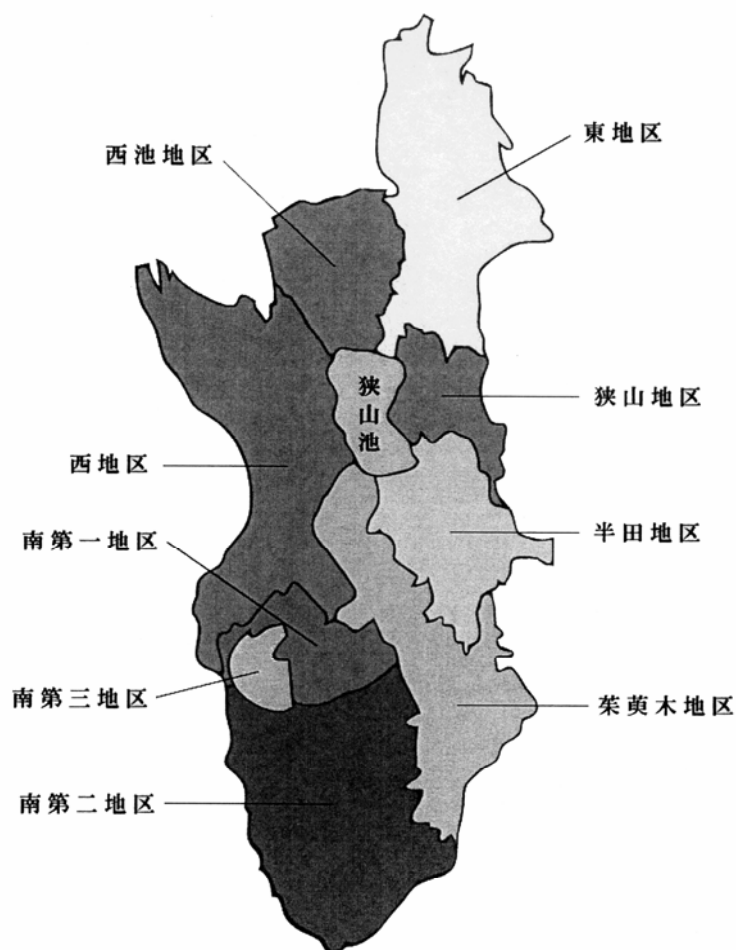
また、この計画において定めた施策及び事業の優先度や財源との整合性を勘案し、具体的・実効性のある計画として「実施計画」を3か年計画として策定し、毎年度、計画の進捗状況に対する評価を行います。

（３）地域福祉圏域のとらえかた

本計画の地域福祉圏域は、第1次計画を継承します。

①計画の対象区域：本市内全域

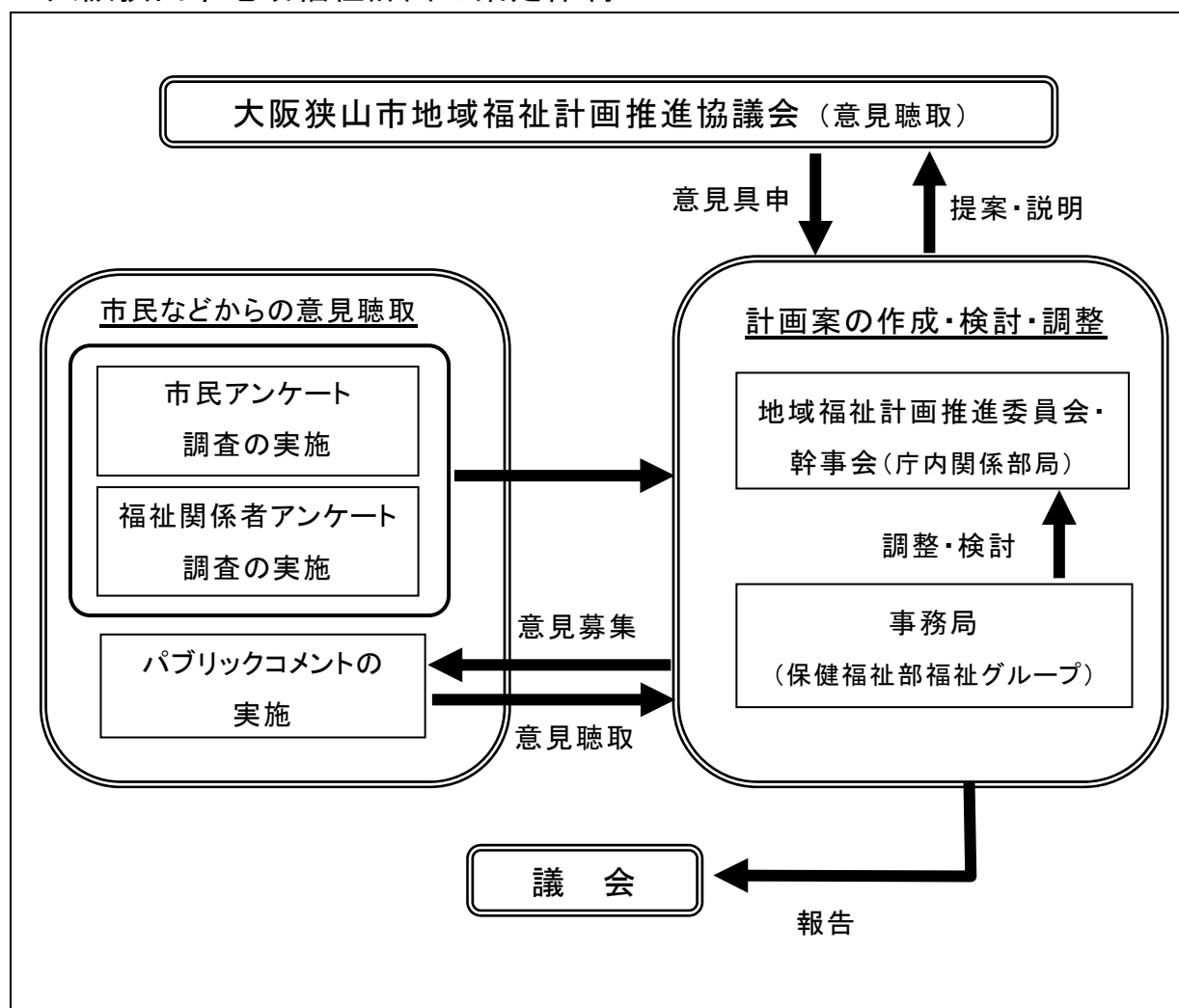
②地域福祉の取り組みの基本となる単位：地区福祉委員会の区域（9地域）



（４）計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査などによる実態の把握に努め、市民や福祉関係者などの意見を踏まえて計画を作成しました。また、庁内の関係部局の代表者により構成される「大阪狭山市地域福祉計画推進委員会・幹事会」、市民、関係団体・機関などの代表者、学識経験者などで構成される「大阪狭山市地域福祉計画推進協議会」で計画案を審議し、意見を求めました。さらに、計画案の作成後において、パブリックコメントを実施し、広く意見を求めました。

■大阪狭山市地域福祉計画の策定体制



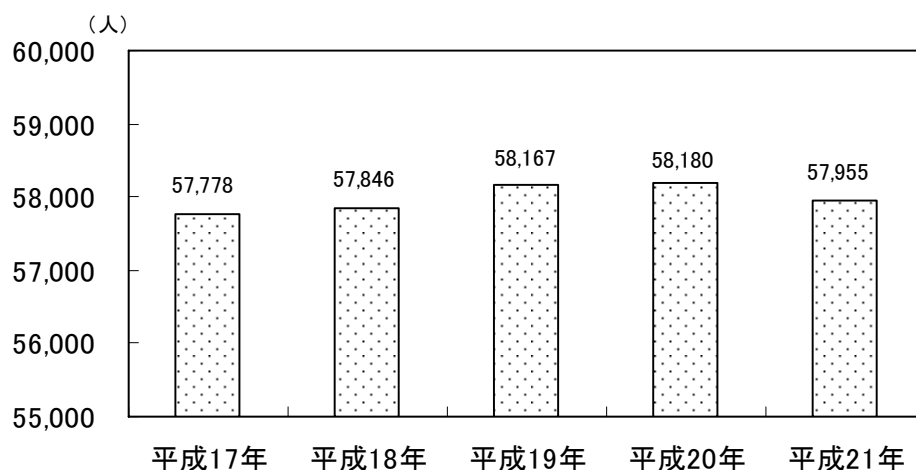
第2章 本市の地域福祉の現状と課題

1. 本市の地域特性

(1) 人口と世帯の状況

①総人口の推移

総人口をみると、平成17年から増加傾向にあり、平成20年には58,180人になりましたが、平成21年には減少に転じて、57,955人となっています。

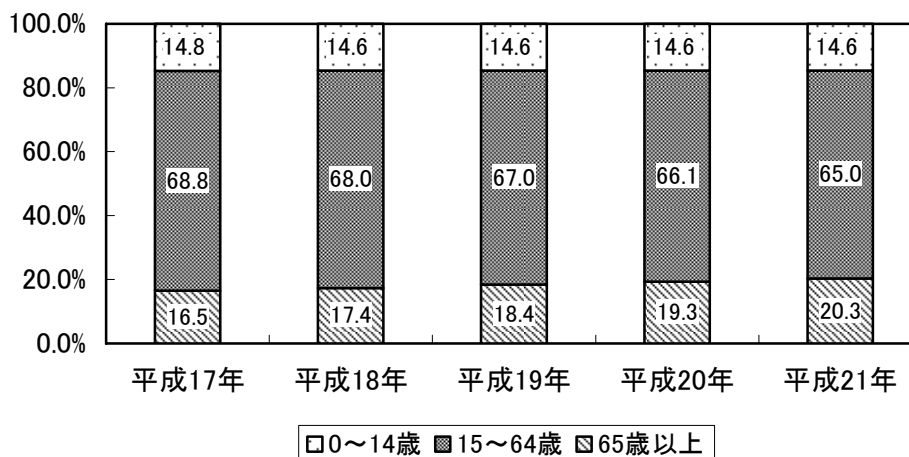


資料:住民基本台帳及び外国人登録(各年3月末現在)

②年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別人口構成比をみると、65歳以上人口において年々増加しており、平成21年では20.3%と平成17年と比較して3.8ポイント上昇しています。

一方で、0～14歳人口は14.8%から14.6%で推移し大きな変化はありません。



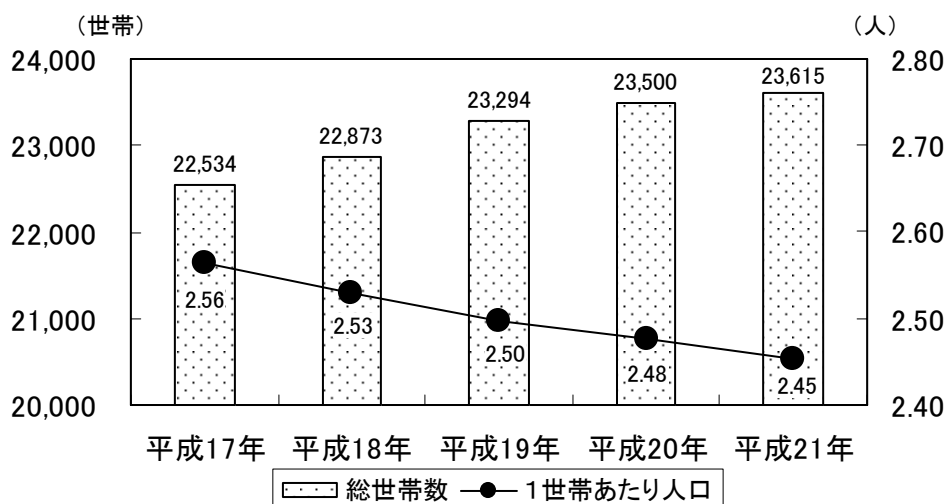
資料:住民基本台帳及び外国人登録(各年3月末現在)

	単位	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
65 歳以上	(人)	9,529	10,054	10,699	11,226	11,779
	(%)	16.5	17.4	18.4	19.3	20.3
15～64 歳	(人)	39,725	39,339	38,980	38,438	37,691
	(%)	68.8	68.0	67.0	66.1	65.0
0～14 歳	(人)	8,524	8,453	8,488	8,516	8,485
	(%)	14.8	14.6	14.6	14.6	14.6

③世帯数と1世帯あたりの人員の推移

世帯数をみると、年々増加しており、平成21年には23,615世帯と平成17年から1,081世帯増加しています。

一方で、1世帯あたりの人口は、平成17年の2.56人から平成21年の2.45人と減少しています。

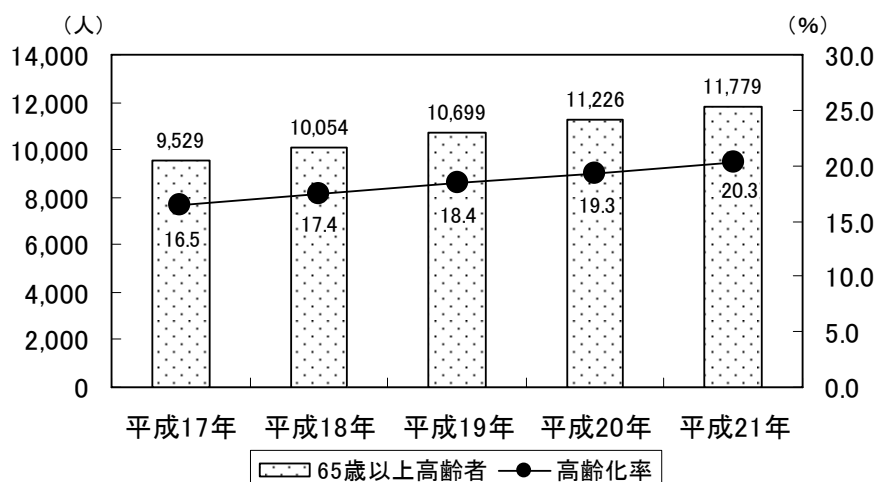


資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年3月末現在）

(2) 高齢者の状況

① 高齢者数と高齢化率の推移

高齢者数は平成 21 年に 11,779 人となっており年々増加しています。また、総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は、20.3%となり平成 17 年の 16.5%よりも約 5 ポイント上昇し、高齢化が進んでいます。

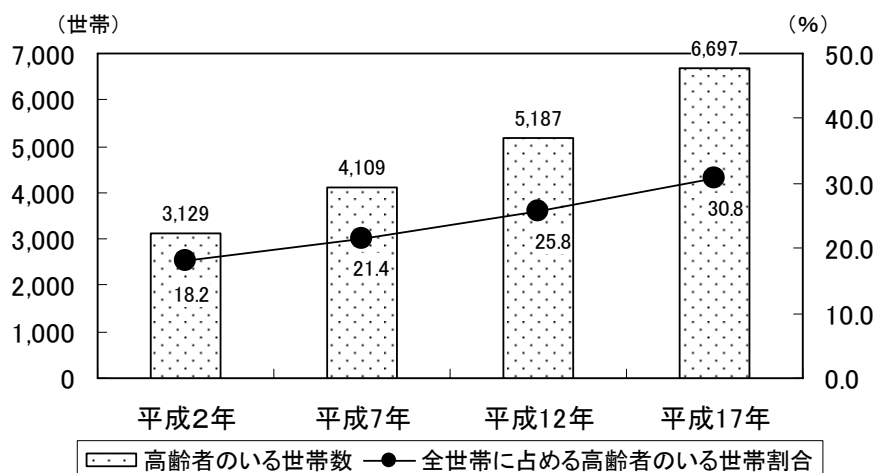


資料: 住民基本台帳及び外国人登録(各年3月末現在)

② 高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる世帯（高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者その他の世帯）をみると、平成 2 年には 3,129 世帯、平成 17 年には 6,697 世帯と大きく増加しています。

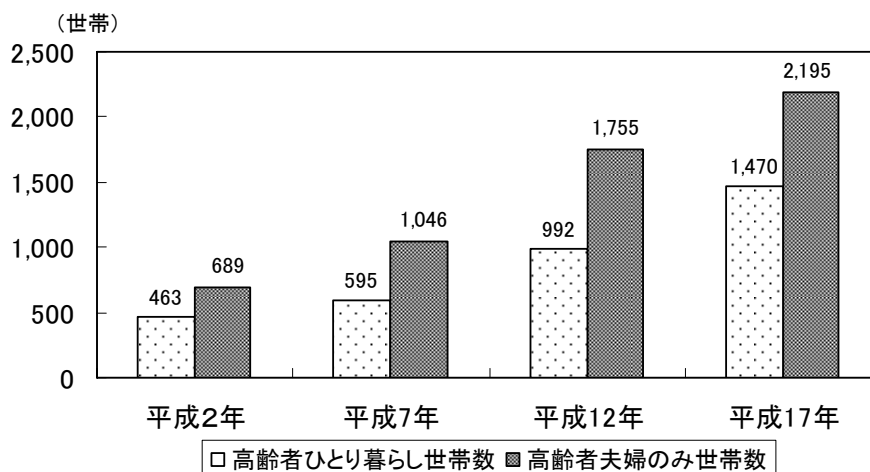
それにともない、全世帯に占める高齢者のいる世帯の割合も年々高くなっており、平成 17 年には 30.8%となっています。



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

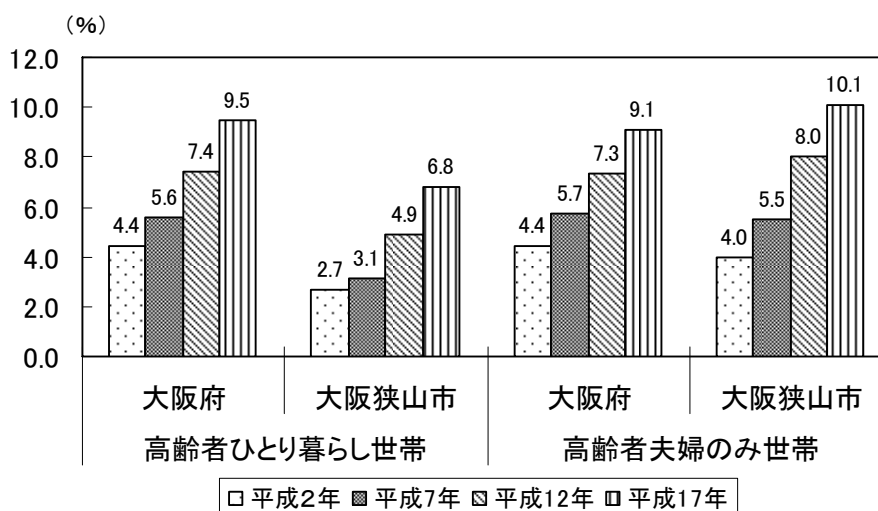
③高齢者のいる世帯の形態別世帯数の推移

高齢者のいる世帯のうち、高齢者のみ世帯をみると、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯ともに増加しており、どちらも平成2年から平成17年にかけて約3倍の伸びとなっています。



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

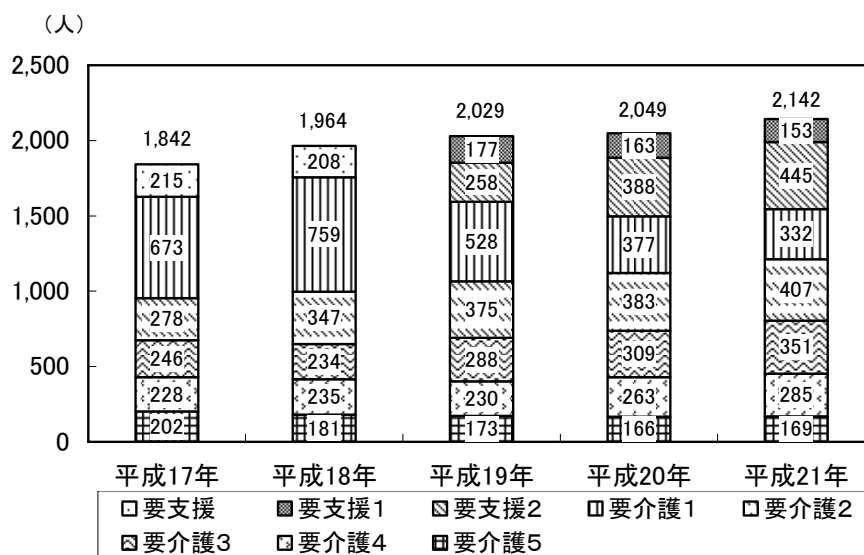
〔参考〕



資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

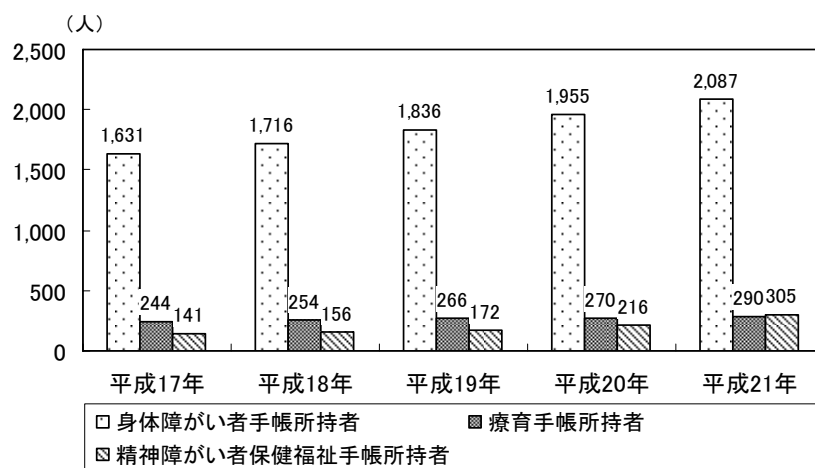
④要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の推移をみると、平成 17 年から平成 21 年にかけては 1,842 人から 2,142 人と 300 人増加しています。また、要介護度別でみると、軽度者（要支援、要介護 1）は微増傾向となっており、中度者（要介護 2、3）は 1.4 倍、重度者（要介護 4、5）は 1.1 倍の増加となっており、中度者の増加が多くなっています。



(3) 障がいのある人の状況

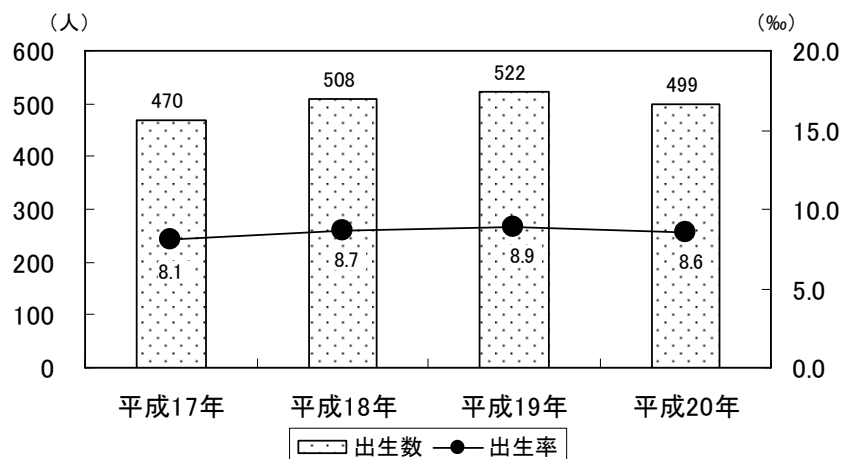
障がい者手帳所持者数をみると、身体障がい者手帳所持者数が最も多く、次いで療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者となっており、すべての手帳において年々手帳所持者数が増加しています。その中でも、身体障がい者手帳所持者では平成 17 年の 1,631 人から平成 21 年の 2,087 人と 456 人増加しています。



(4) 子どもの状況

① 出生数と出生率の推移

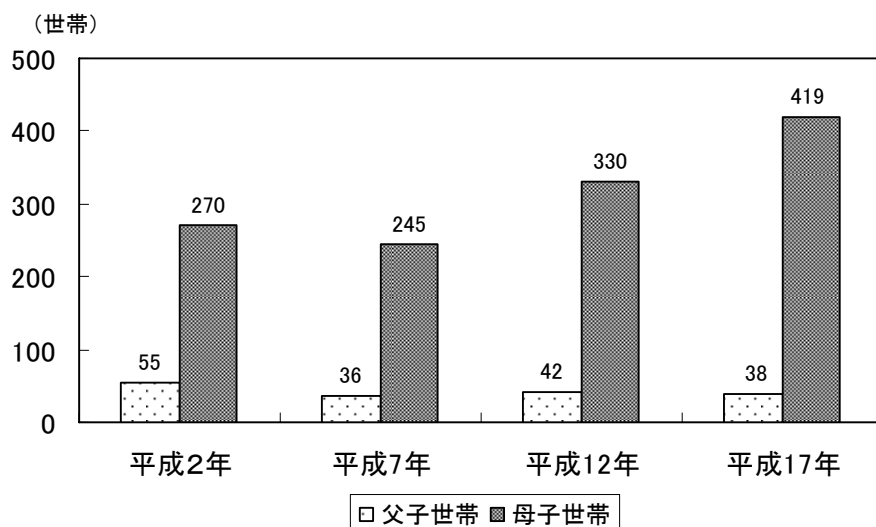
出生数をみると、平成 17 年から平成 19 年にかけて増加し、平成 19 年には 522 人となっていました。平成 20 年には減少に転じ 499 人となっています。また、出生率（人口 1,000 人あたりの出生数）をみると、8.1‰から 8.9‰の間で推移しています。



資料:大阪府人口動態総覧(各年10月1日現在)

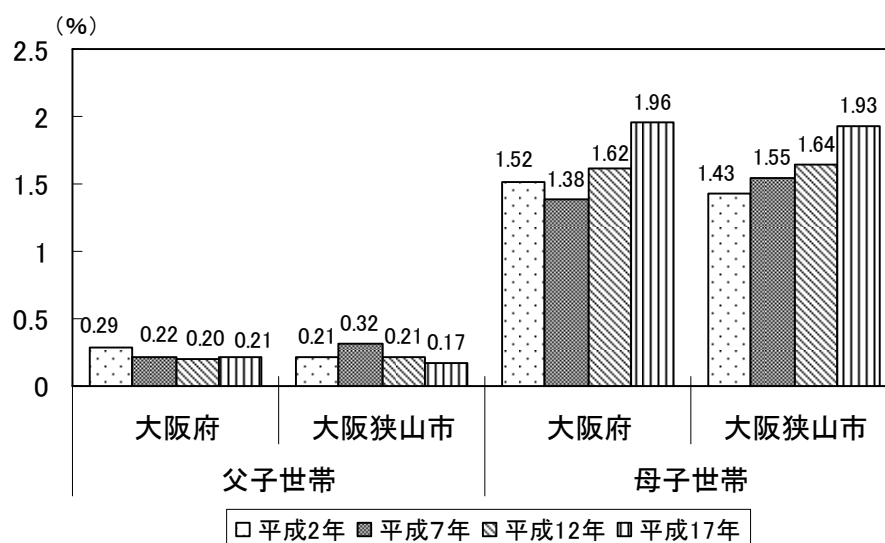
② ひとり親世帯数の推移

父子世帯は、平成 2 年が 55 世帯、平成 17 年が 38 世帯と緩やかな減少傾向にあります。一方、母子世帯では平成 7 年から増加しており、平成 17 年には 419 世帯となり平成 7 年の 1.7 倍となっています。



資料:国勢調査(各年10月1日現在)

〔参考〕

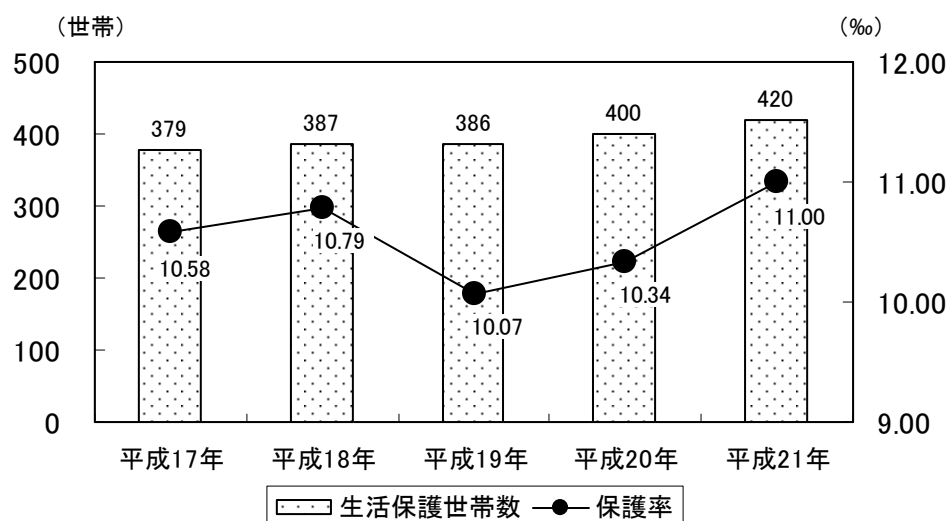


資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

(5) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯は年々増加しており、平成21年には420世帯となっています。5年前の平成17年と比較すると大きく増加しています。

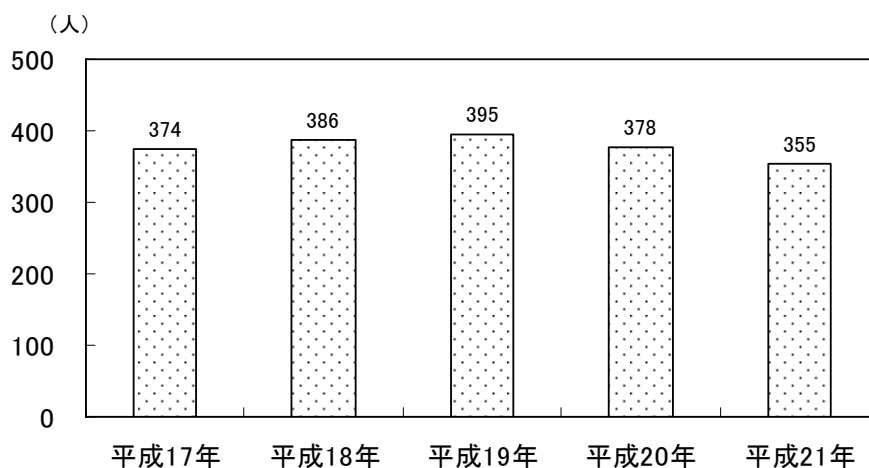
保護率(人口1,000人あたりの被保護者数)は、平成17年から年々増加していましたが、平成19年に一旦減少し、その後、年々増加し平成21年には11.00‰となっています。



資料: 大阪狭山市統計書(各年3月末現在)(1‰は0.1%)

（６）外国人の状況

外国人登録の推移をみると、平成 19 年まで年々増加してきましたが、平成 20 年には減少に転じ、平成 21 年には 355 人となっています。



資料：市民部市民窓口グループ（各年3月末現在）

（７）地域福祉の担い手などの状況

地域福祉の担い手などの動向は以下のようになっています。特に、市民活動支援センターボランティア、育児ボランティアにおいて大きく増加しています。

また、自主防災組織についても、結成区域内の世帯数が大きく増加しています。

	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
民生委員・児童委員	83 人	83 人	82 人	83 人	84 人
地区福祉委員会委員	396 人	411 人	425 人	424 人	429 人
市民活動支援センターボランティア	28 人	50 人	67 人	67 人	68 人
社会福祉協議会ボランティアセンターボランティア	450 人	402 人	423 人	435 人	453 人
育児ボランティア	30 人	52 人	52 人	71 人	78 人
自治会など加入世帯数	15,413 世帯	15,532 世帯	14,915 世帯	15,065 世帯	15,091 世帯
自主防災組織結成区域内の世帯数	1,690 世帯	5,495 世帯	9,921 世帯	11,586 世帯	13,561 世帯
NPO 法人	14 法人	16 法人	16 法人	16 法人	18 法人

（各年3月末現在）

(8) まとめ

①総人口は減少し、少子高齢化が進行

- 総人口は減少しています。
- 高齢者人口比は増加し、生産年齢人口比は減少しています。
- 出生数、出生率ともに減少しています。

②世帯の動向では、核家族世帯の増加にともない支援が必要な世帯も増加

- 世帯数は各年で増加、1世帯あたりの人員数は減少しています。
- 高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯が大幅に増加しています。
- 全体に占める高齢者夫婦のみ世帯の割合は大阪府よりも高くなっています。
- ひとり親世帯数が増加しており、なかでも母子世帯の割合が高くなっています。

③要援護者の動向では、要介護認定者や障がい者手帳所持者ともに増加

- 要介護認定者数が増加しています。
- 障がい者手帳所持者数、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者が増加しています。
- 生活保護世帯数が増加しています。

2. アンケート調査結果にみる地域の課題

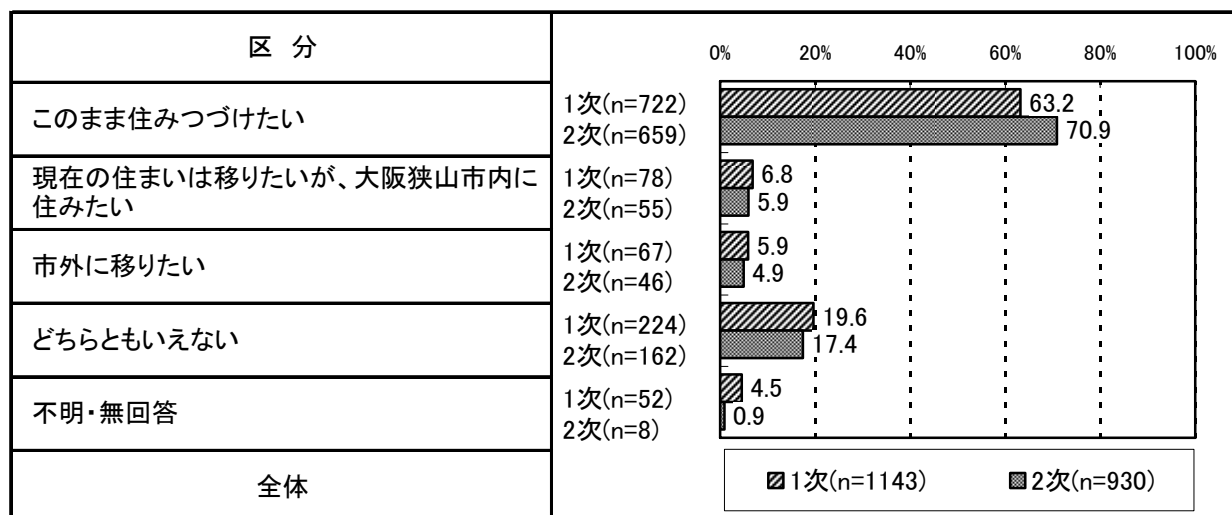
市民アンケート調査は、本計画の策定に際して、地域福祉に関する市民の考えや意見を把握するために、平成 21 年 8 月 17 日から 9 月 4 日までの間で実施したものです。（配布数 2,000 件、回収数 951 件、回収率 47.6％）

◆アンケート調査結果の見方

- ・集計結果は、すべて小数点以下第 2 位を四捨五入しており、比率の合計が 100％にならないことがあります。
- ・図中の「n」（Number of case）は、質問に対する回答者数をあらわします。
- ・回答比率「％」は、その質問の回答者数（n）を基数として算出しています。
- ・複数回答を求めた質問では、比率の合計が 100％を超えます。
- ・図中の「1 次」とは、「大阪狭山市地域福祉計画」の策定にあたり平成 16 年 2 月に実施した市民意識調査の結果です。
- ・図中の「2 次」とは、今回の市民アンケート調査の結果です。

（１）住んでいる地域について

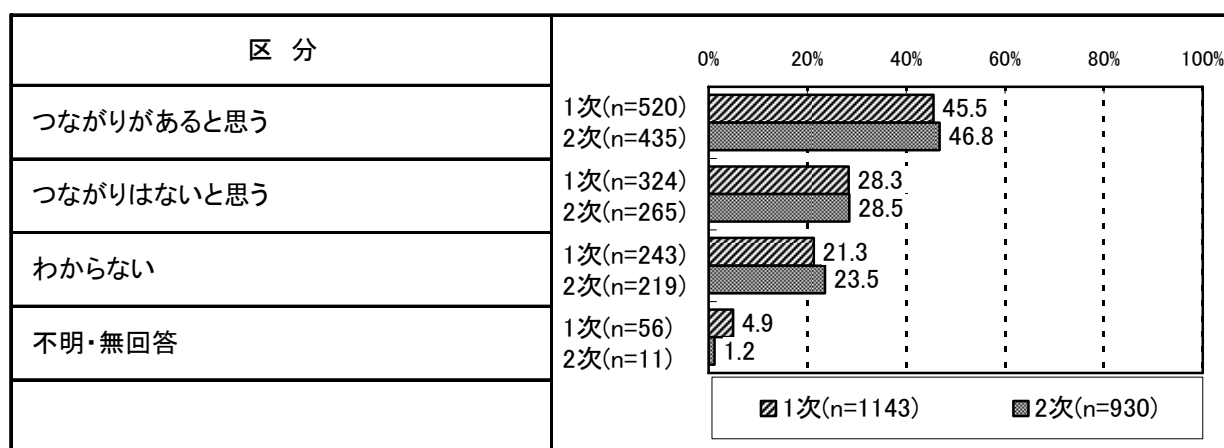
①今後の定住希望



今後の定住希望をみると、「このまま住みつづけたい」が 70.9％で最も多く、「どちらともいえない」（17.4％）と「現在の住まいは移りたいが、大阪狭山市内に住みたい」（5.9％）がつづいています。

第 1 次計画と比較すると「このまま住みつづけたい」が 1 割ほど伸びています。

②地域とのつながりの有無

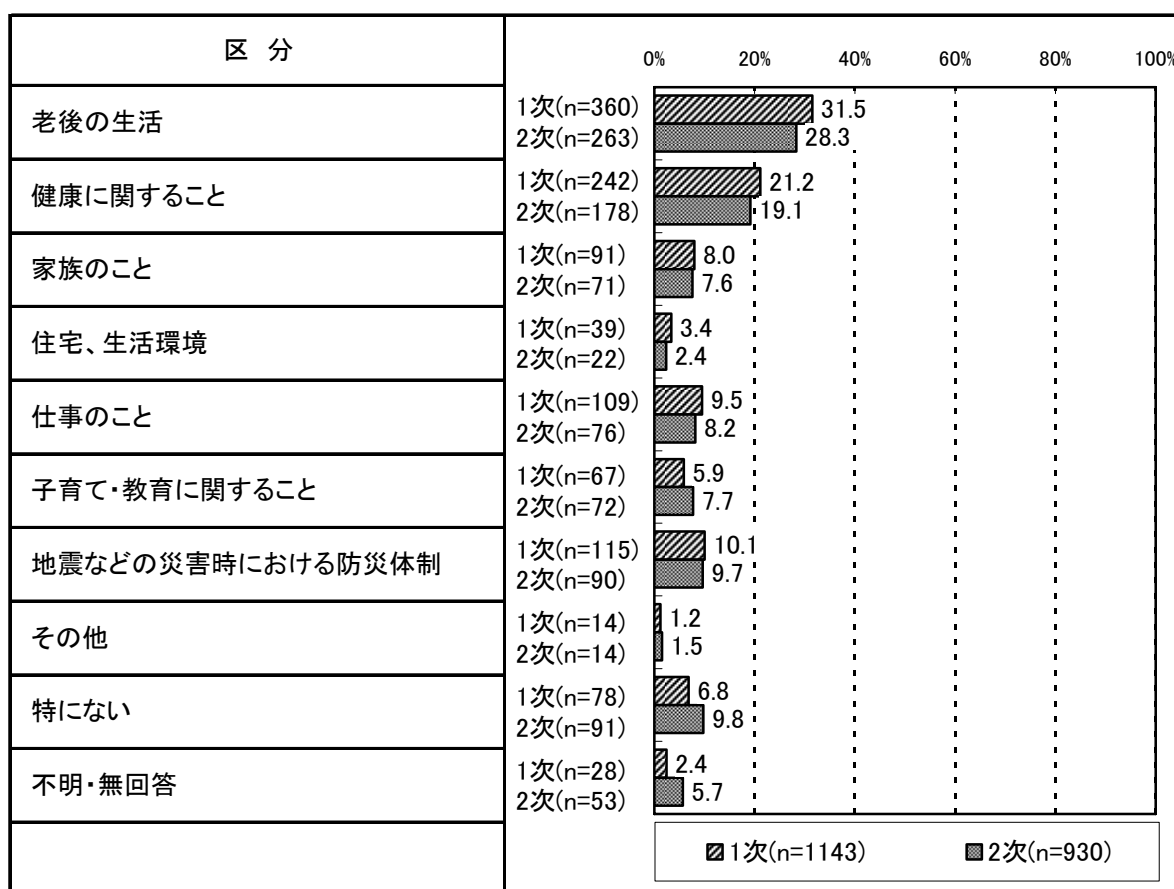


地域とのつながりをみると、「つながりがあると思う」が46.8%と最も多く、「つながりはないと思う」(28.5%)と「わからない」(23.5%)がつづいています。

第1次計画と比較して大きな変化は見られません。

(2) 生活課題について

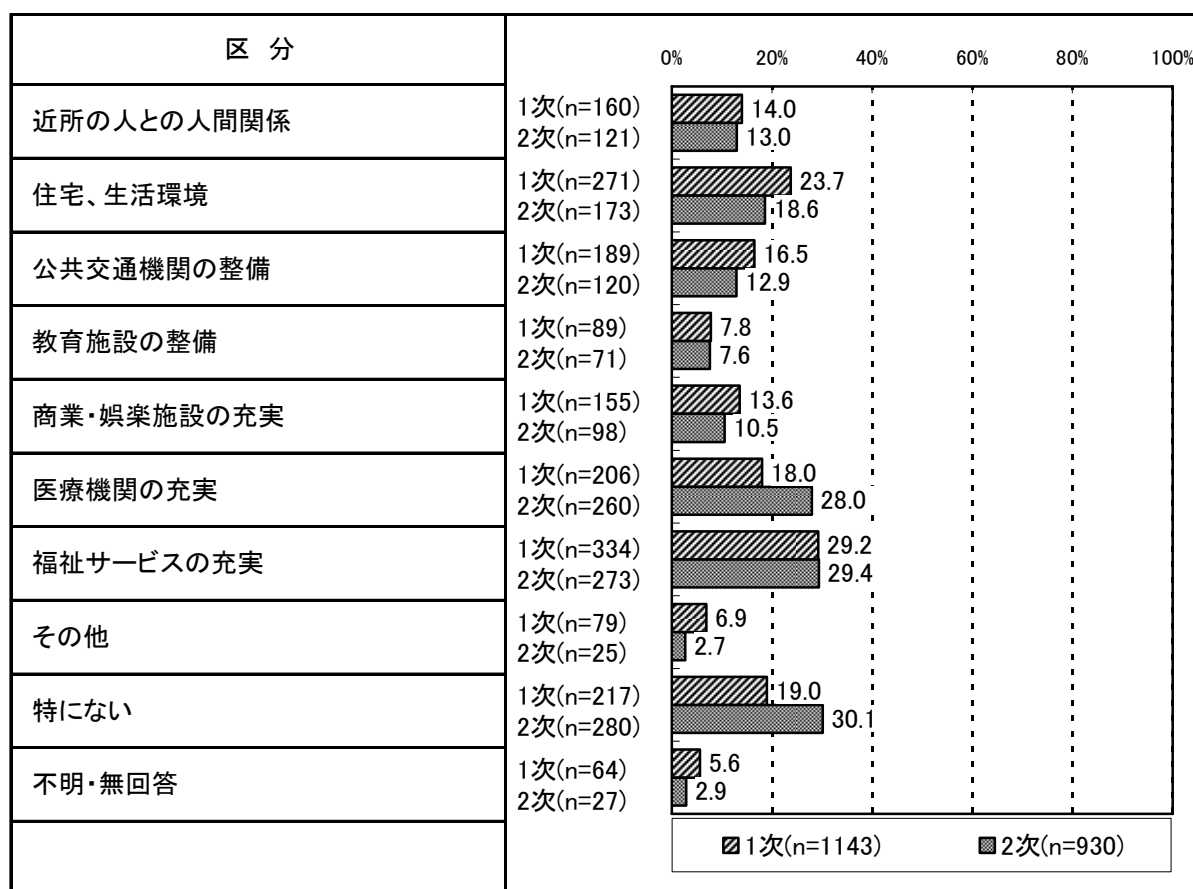
① 自分自身のことで現在一番不安に思っていること



自分自身のことで現在一番不安に思っていることをみると、「老後の生活」が 28.3%で最も多く、「健康に関すること」(19.1%)と「特にない」(9.8%)がつづいています。

第1次計画と比較すると、「子育て・教育に関すること」において若干増加しています。

②住んでいる地域の中の不安（不満）に感じること（複数回答）

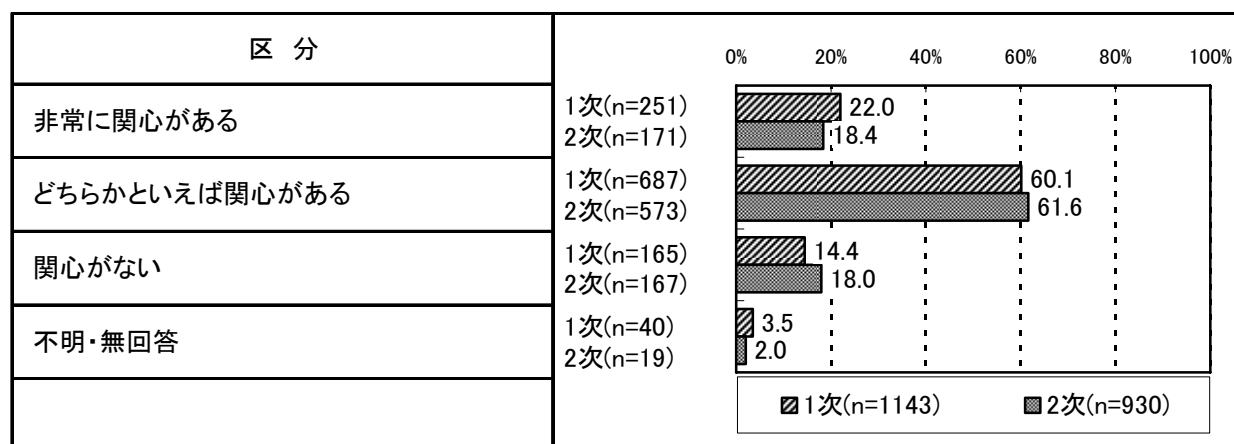


地域の中で不安や不満に感じることをみると、「特にない」が30.1%で最も多く、「福祉サービスの充実」（29.4%）と「医療機関の充実」（28.0%）がつづいています。

第1次計画と比較すると、全体的に不安や不満に感じることは減少傾向にありますが、「医療機関の充実」では10.0ポイント増加しています。

(3) 福祉に関する考え方について

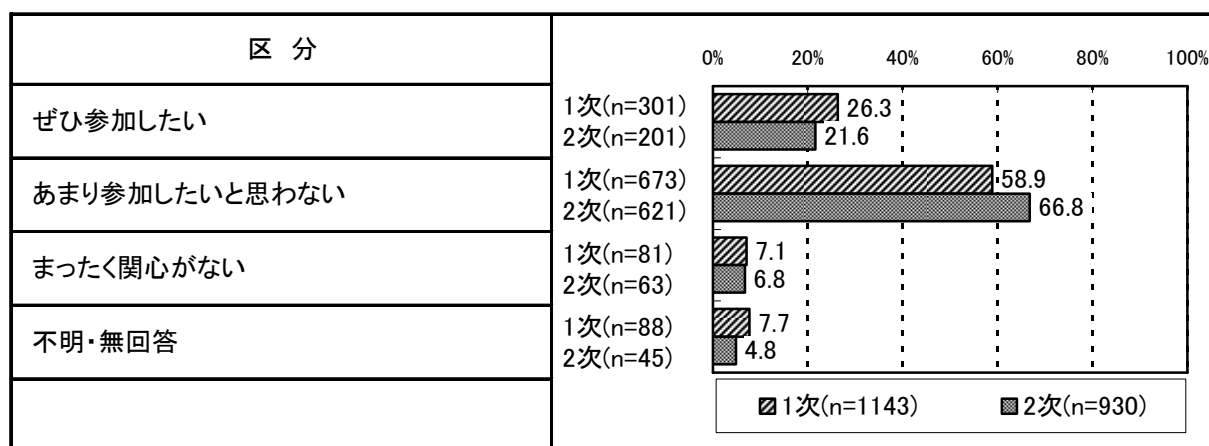
①福祉への関心の有無



福祉への関心をみると、「どちらかといえば関心がある」が61.6%と最も多く、「非常に関心がある」(18.4%)と「関心がない」(18.0%)がつづいています。

第1次計画と比較すると、非常に関心がある人が減少し、それに従って、関心がない人が増加しています。

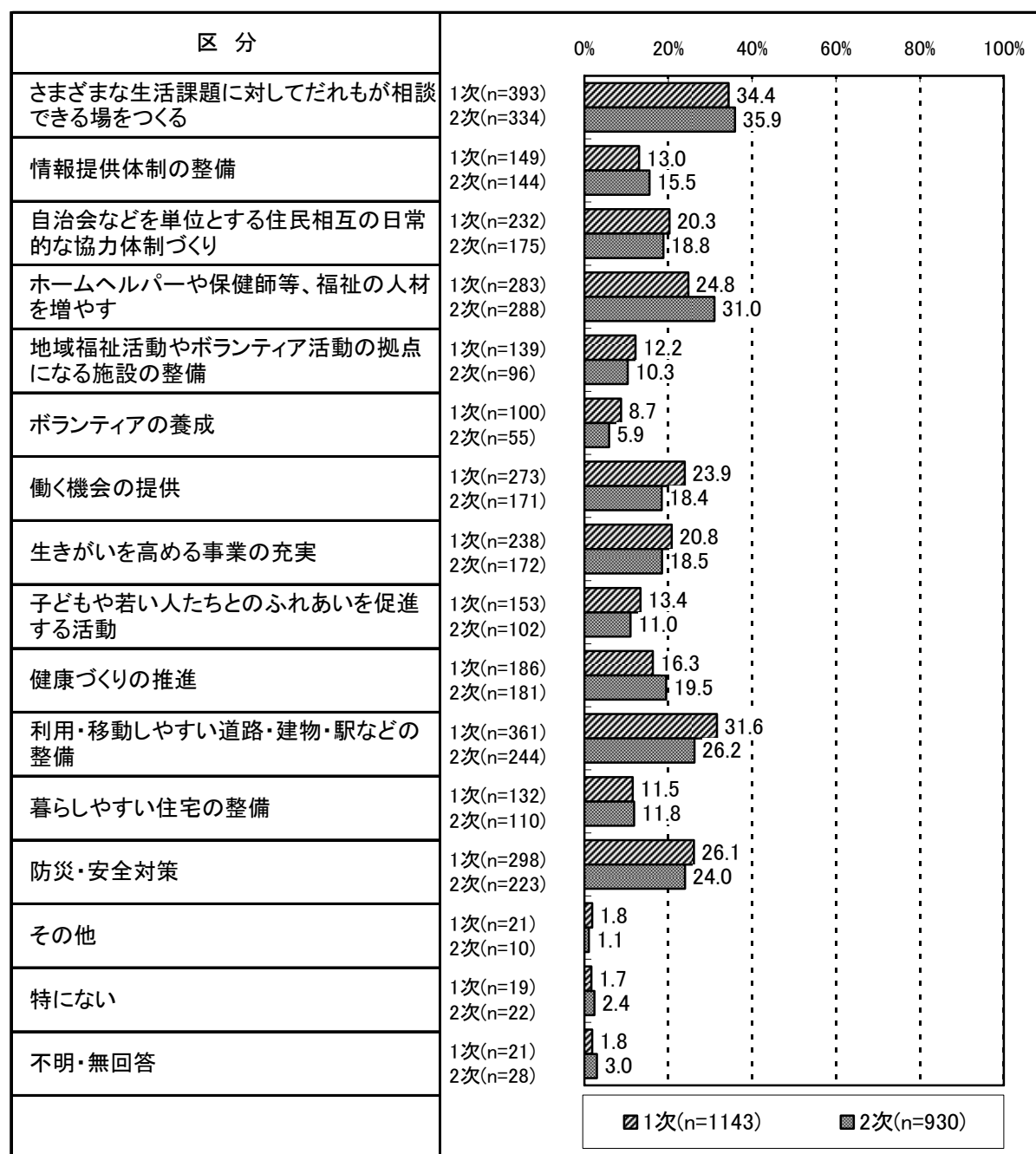
②小地域ネットワーク活動への参加意向



小地域ネットワーク活動への参加意向では、「あまり参加したいと思わない」が66.8%で最も多く、「ぜひ参加したい」(21.6%)と「まったく関心がない」(6.8%)がつづいています。「あまり参加したいと思わない」と「まったく関心がない」を合わせると、7割を超える人が参加意向を持っていないことがわかります。

(4) これからの大阪狭山市について

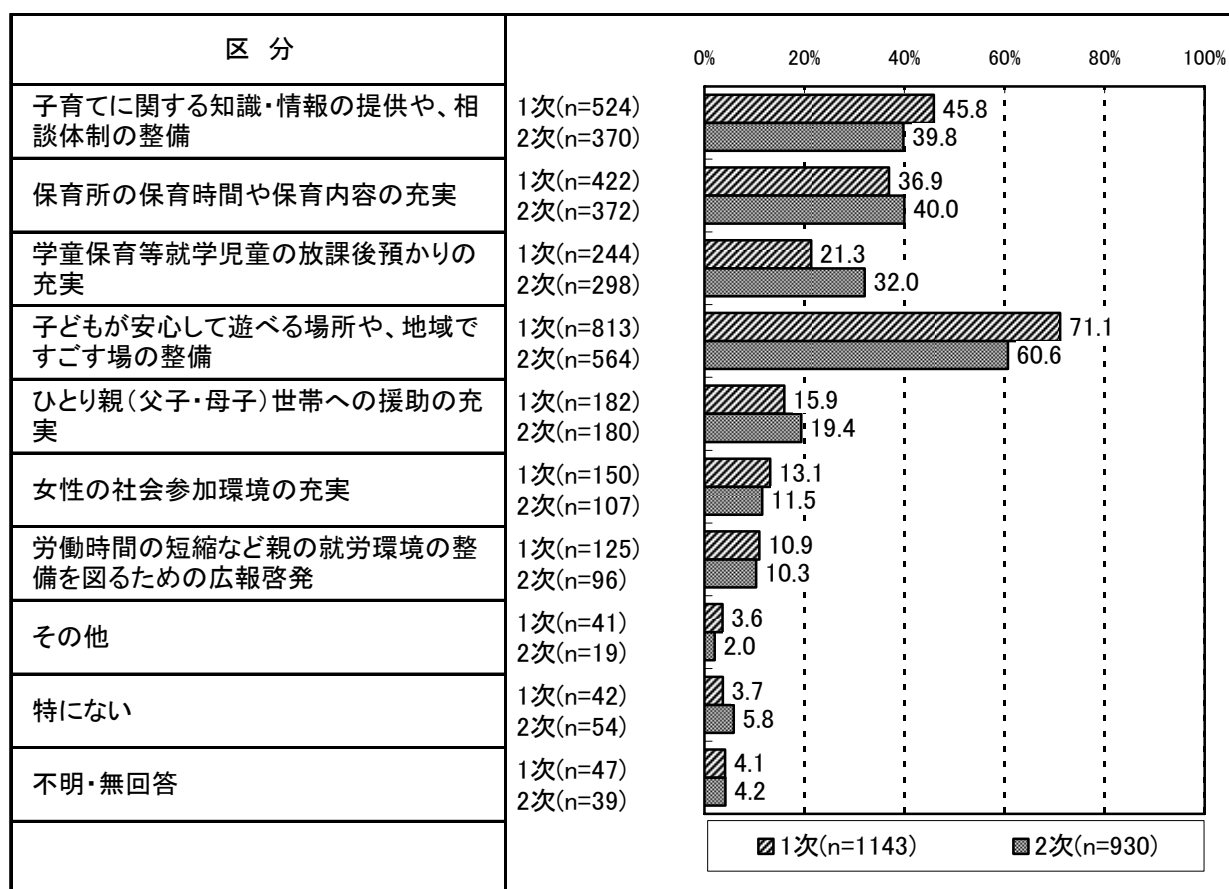
① 高齢者の住みよいまちをつくるために必要なこと（複数回答）



高齢者の住みよいまちをつくるために必要なことをみると、「さまざまな生活課題に対してだれもが相談できる場をつくる」が 35.9%で最も多く、「ホームヘルパーや保健師など、福祉の人材を増やす」（31.0%）と「利用・移動しやすい道路・建物・駅などの整備」（26.2%）がつづいています。

第1次計画と比較すると、「ホームヘルパーや保健師など、福祉の人材を増やす」において 6.2 ポイント増加し、「健康づくりの推進」では 3.2 ポイント増加しています。

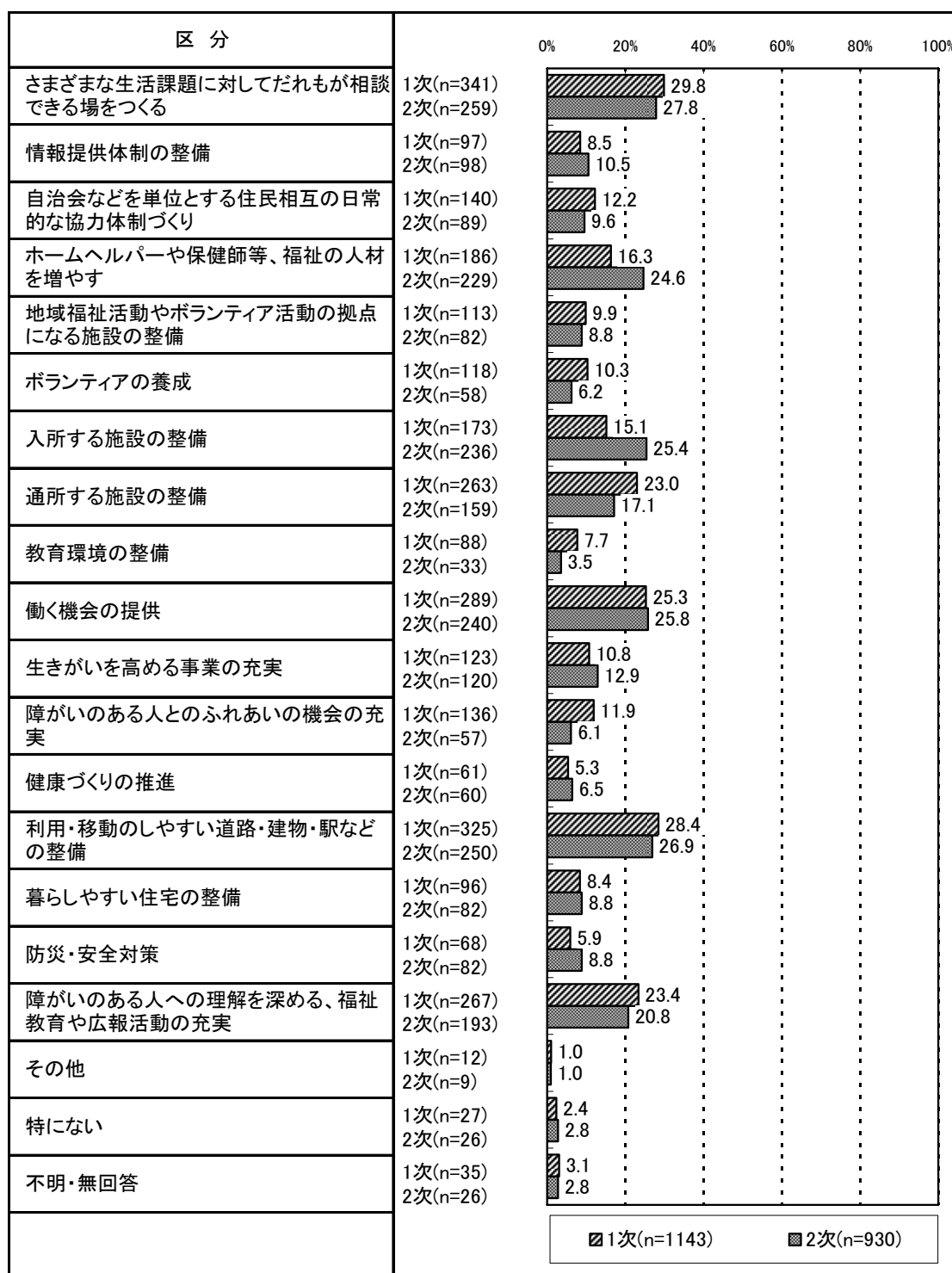
②子どもを健やかに育てるために必要なこと（複数回答）



子どもを健やかに育てるために必要なことをみると、「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」が 60.6%で最も多く、「保育所の保育時間や保育内容の充実」（40.0%）と「子育てに関する知識・情報の提供や、相談体制の整備」（39.8%）がつついています。

第1次計画と比較すると、「学童保育等就学児童の放課後預かりの充実」が 10.7 ポイントと最も大きく伸びています。一方で、第2次計画で最も多い「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」では、10.5 ポイント減少しています。

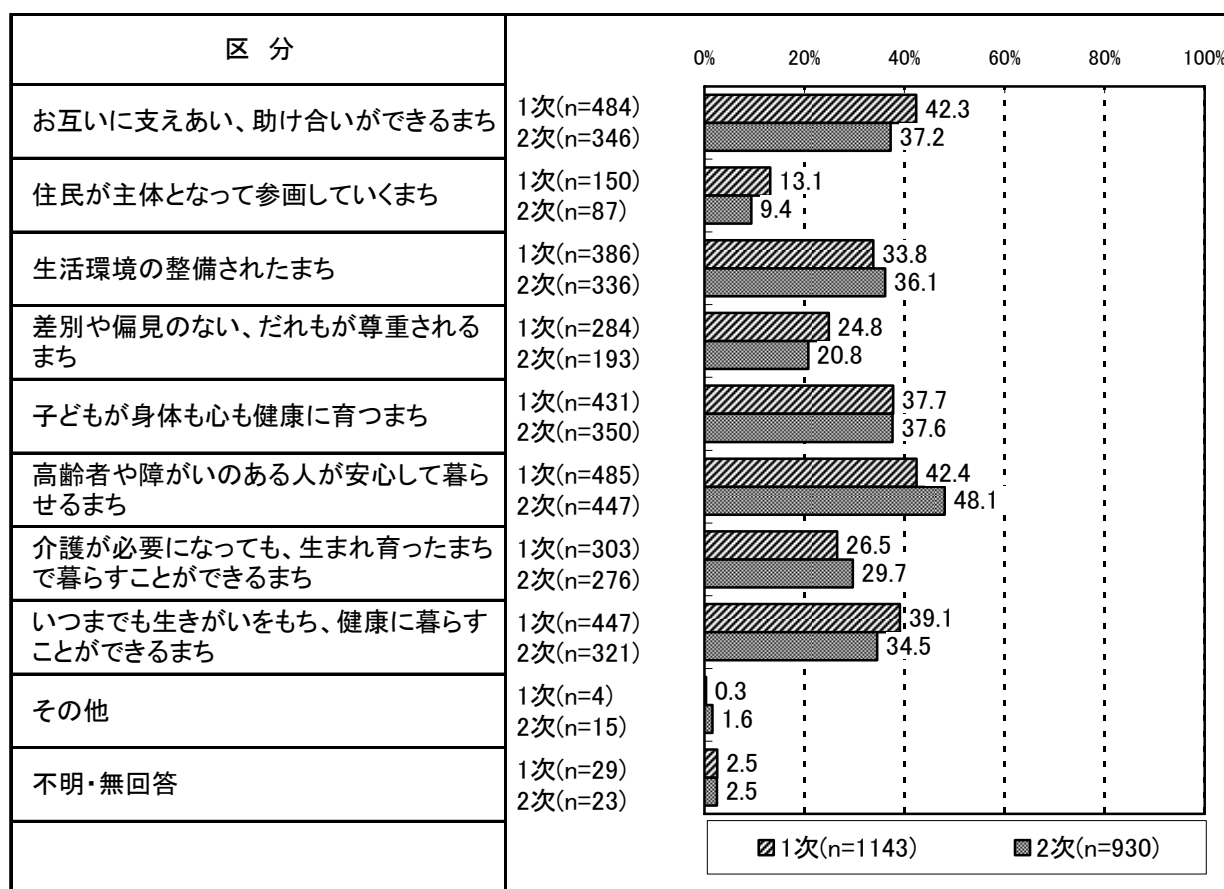
③障がいのある人の住みよいまちをつくるために必要なこと（複数回答）



障がいのある人の住みよいまちにするために必要なことをみると、「さまざまな生活課題に対してだれもが相談できる場をつくる」が27.8%で最も多く、「利用・移動のしやすい道路・建物・駅などの整備」（26.9%）と「働く機会の提供」（25.8%）がつづいています。

第1次計画と比較すると、「入所する施設の整備」が最も大きな伸びとなっています。

④どのような「福祉のまち」にしたいか（複数回答）



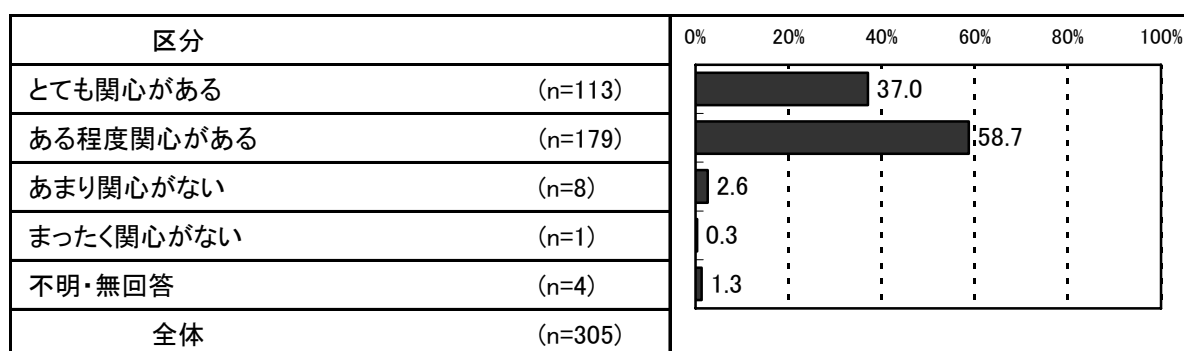
大阪狭山市をどのような福祉のまちにしたいか尋ねると、「高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまち」が 48.1%で最も多く、「子どもが身体も心も健康に育つまち」（37.6%）と「お互いに支えあい、助け合いができるまち」（37.2%）がつづいています。

第1次計画と比較すると、「生活環境の整備されたまち」と「高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまち」、「介護が必要になっても、生まれ育ったまちで暮らすことができるまち」が増加しています。

(5) 福祉関係者アンケート調査結果

福祉関係者アンケート調査は、本計画の策定に際して、地域福祉に関する福祉関係者の考えや意見を把握するために、平成21年8月17日から9月4日までの間で実施したものです。配布対象者は、民生委員・児童委員、地区福祉委員会委員、ボランティア、福祉事業者などの福祉関係者です。(配布数500件、回収数322件、回収率64.4%)

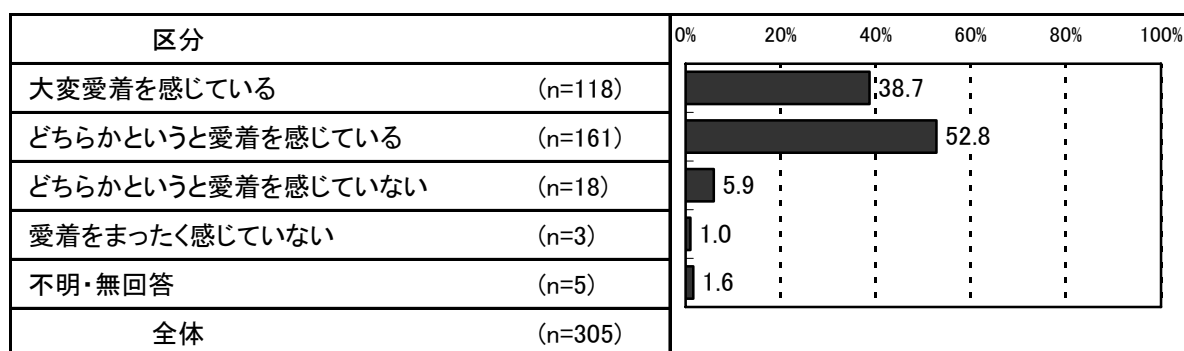
①地域の福祉課題への関心の有無



地域の福祉課題への関心について尋ねると、「ある程度関心がある」が58.7%で最も多く、次いで「とても関心がある」が37.0%、「あまり関心がない」が2.6%となっています。

福祉関係者では、9割を超える人が「関心がある」と回答しており、地域の福祉課題に関する関心が高くなっています。

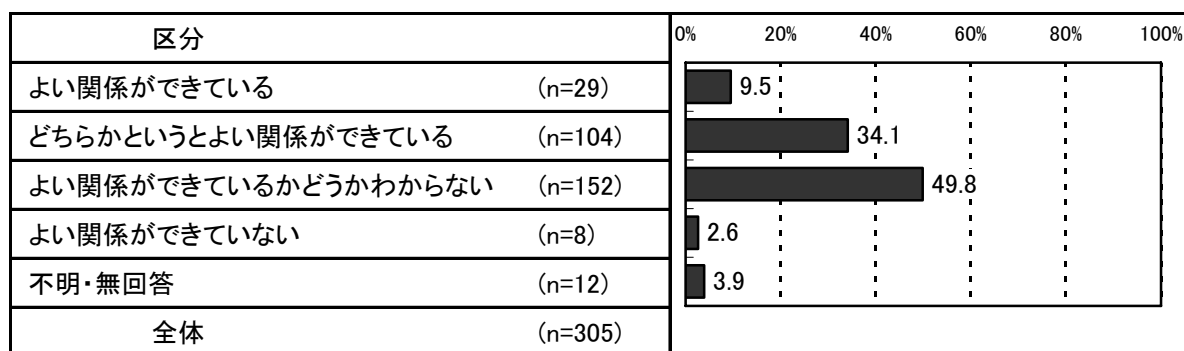
②「自分のまち」と感じる地域への愛着の度合い



地域への愛着の度合いを尋ねると、「どちらかというとき愛着を感じている」が52.8%で最も多く、次いで「大変愛着を感じている」が38.7%、「どちらかというとき愛着を感じていない」が5.9%となっています。

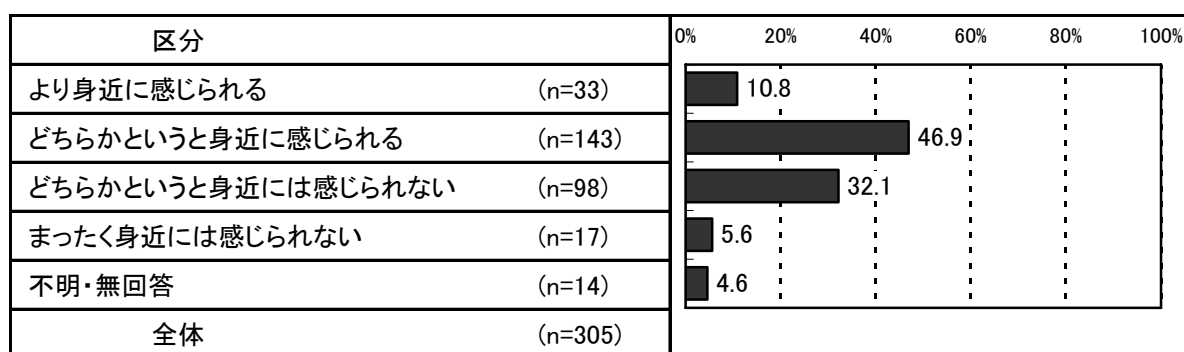
多くの福祉関係者において、地域への愛着の度合いは強くなっています。

③地域福祉に関する住民と行政との協働（パートナーシップ）



地域福祉に関する住民と行政との協働では、「よい関係ができているかどうかわからない」が49.8%で最も多く、次いで「どちらかというよい関係ができている」が34.1%、「よい関係ができている」が9.5%となっています。

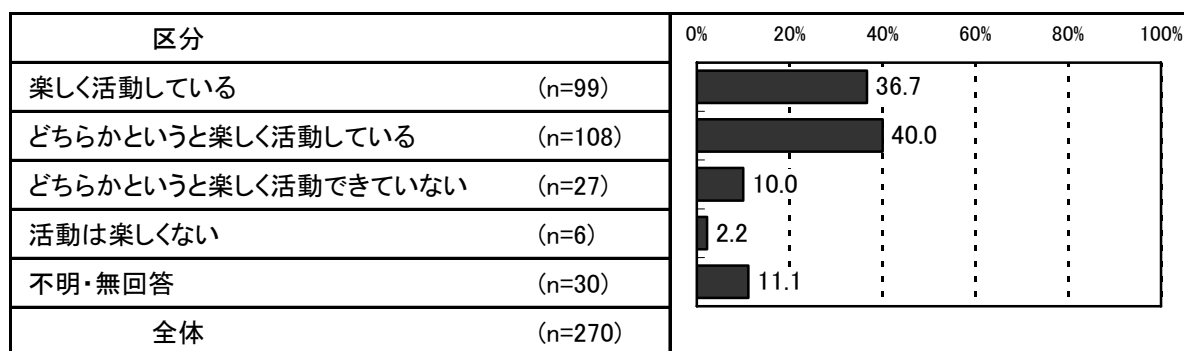
④大阪狭山市地域福祉計画の理念である「みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち」の親近感



大阪狭山市地域福祉計画の理念の親近感についてみると、「どちらかというと身近に感じられる」が46.9%で最も多く、次いで「どちらかというと身近には感じられない」が32.1%、「より身近に感じられる」が10.8%となっています。

約5割の人が計画理念を身近に感じられると回答しています。

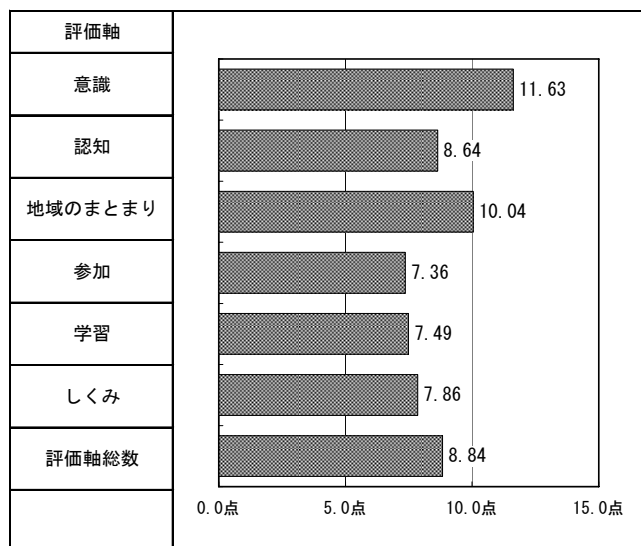
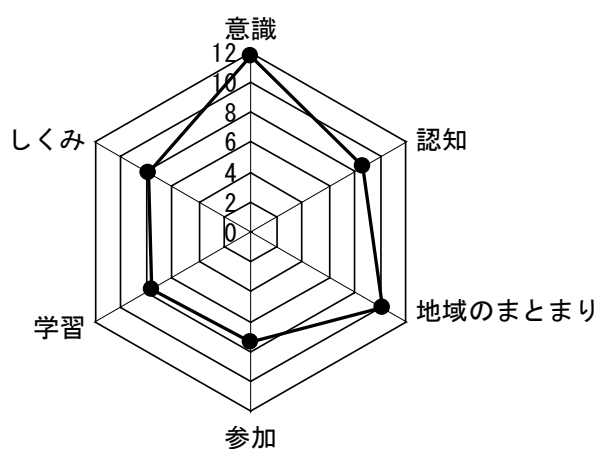
⑤活動を楽しんでいるか



‘自治会、民生児童委員協議会、地区福祉委員会等の地域団体の活動をしている’と
 ‘ボランティアやNPO活動をしている’と回答した人では、「どちらかという楽しく活動している」が40.0%で最も多く、次いで「楽しく活動している」が36.7%、「どちらかという楽しく活動できていない」が10.0%となっています。

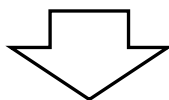
約7割を超える人が、比較的、活動を楽しんでいることがうかがえます。

⑥大阪狭山市の総合評価



■「意識」が最も高く 11.63 点、次いで「地域のまとまり」(10.04 点)、「認知」(8.64 点)となっています。

■「意識」が高いことに対し、「参加」が 7.36 点と最も低くなっています。



■地域福祉の推進にとって最も必要である地域の生活課題への気づきや高い関心を持っている一方で、気づきや関心を生活課題の解決や発生予防などに向けて、具体的な行動に移すための取り組みが少なく、今後の課題となっています。

※総合評価の見方

地域福祉の状況を把握するため、6つの評価軸に調査項目を集約し、選択肢を点数化して分野ごとに集計しています。

点数化の方法は、質問の選択肢に対し、0点から3点までの得点を配分し、地域福祉に積極的である方から得点が高く、消極的になるほど得点が低くなります。

軸の意味		質問項目
意識軸	地域での生活課題への気づき、関心を高めることが必要であり、関心をもつ人、意識のある人の量的・質的な度合いなど。	地域の福祉課題に対する関心
		相互による地域の福祉課題解決の取り組みの必要性
		必要性についての意識の変化
		近所の人などから手助けしてもらうこと
		日頃の人権意識
参加軸	関心を生活課題の解決、あるいは生活課題の発生の予防等に向けて具体的な行動に移すことが必要であり、福祉活動等への参加頻度など。	小地域ネットワーク活動への参加
		小地域ネットワーク活動以外のボランティア等福祉活動への参加
		地域での福祉活動参加への働きかけ
		福祉関係者や関係機関との連携
		福祉関係者や関係機関との連携状況の変化
認知軸	地域福祉活動を広げていく上で、さまざまな制度や社会資源について知ることが必要であり、知っている人の量的・質的な度合いなど。	権利擁護のしくみの認知状況
		民生委員・児童委員の役割の認知状況
		コミュニティソーシャルワーカーの認知状況
		福祉情報の入手状況
		福祉情報の入手状況の意識の変化
学習軸	具体的な行動に移す上で、知るだけではなく知識や技術の向上が必要であり、福祉に関する研修会や他の活動者との交流機会等への参加頻度など。	研修会やボランティア講座等への参加
		研修会やボランティア講座等への参加についての変化
		地域の福祉課題を話し合う場への参加
		他の活動者等との交流や福祉施設の見学などへの参加
		学習機会をいかす機会の状況
まとめり軸	地域福祉活動を広げていく上で、地域住民の結束力は大きな基盤になり、近所づきあいの程度や地域活動・行事が活発に行われているのかどうかなど。	近所づきあいの程度
		「自分のまち」への愛着度
		地域活動や行事の活発度
		地域活動や行事の活発度の変化
		住民相互のまとめり度
しくみ軸	住民の福祉活動を活発にするためには、活動を支えるしくみが必要で、行政と住民との協働、住民同士の協力関係やまとめりを調整する力など。	行政と住民のパートナーシップ
		行政と住民のパートナーシップについての変化
		地域福祉計画等の目標に対する親近感
		社会福祉協議会の活動による住民同士の協力関係度
		社会福祉施設や企業等の社会貢献度の状況

3. 第 1 次計画の関連施策などの評価

第 1 次計画において定めた施策・事業の優先度や財源との整合性を勘案し、具体的・実効性のある計画として「実施計画」を策定しました。実施計画の評価に関しては、大阪狭山市地域福祉計画推進協議会で、毎年度、地域福祉計画の進行管理や評価、見直しを行っています。

(1) 基本目標別の評価及び進捗状況

基本目標別の各事業の評価及び進捗状況は、次のとおりです。

基本目標		事業数	A 評価	B 評価	C 評価	評価なし
1. 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり	平成 17 年度	27	6	15	0	6
	平成 18 年度	27	7	13	1	6
	平成 19 年度	27	9	12	1	5
	平成 20 年度	32	17	13	2	0
2. 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり	平成 17 年度	28	11	15	2	0
	平成 18 年度	28	12	13	3	0
	平成 19 年度	28	16	10	2	0
	平成 20 年度	37	28	8	0	1
3. みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり	平成 17 年度	4	3	1	0	0
	平成 18 年度	4	3	1	0	0
	平成 19 年度	4	4	0	0	0
	平成 20 年度	6	4	2	0	0
4. 誰にとってもやさしいまちづくり	平成 17 年度	13	5	6	1	1
	平成 18 年度	14	5	7	2	0
	平成 19 年度	14	5	6	3	0
	平成 20 年度	16	9	5	2	0

＜評価及び進捗状況の見方＞

区分	評価及び進捗状況の基準
A 評価	年度目標に対して達成できた(90%以上)、あるいは、事業が順調に進んでいる。
B 評価	年度目標に対して、おおむね達成できた(50%以上 90%未満)、あるいは、事業がおおむね進んでいる。
C 評価	年度目標に対して、達成できなかった(50%未満)、あるいは事業が遅れている。
評価なし	年度に事業執行がなかったため評価できないもの。

(2) 基本目標別の取り組み実績

基本目標別の取り組み実績は、次のとおりです。

■取り組み実績の見方

- ・施策（事業）に取り組んだ主体を、3つに分類して、表しています。
 - ：市民－行政がかかわらず、市民（市以外の団体、事業者などを含む）が主体となるもの
 - ★：協働－市民と行政との協働により両者が主体となるもの
 - ◆：行政－行政が主体となるもの
- ・実績については、目標とする指標または内容に対し、⑯は第1次計画策定前の状態を、⑰は平成19年度末実績、⑱は平成20年度末実績を記載してあります。

基本目標1 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり

取り組み方向	取り組み実績
①市民が主役の福祉活動の推進	●大阪狭山市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画の地区福祉委員会実施計画に基づき、各地区福祉委員会において、各地区の課題解決に向けて、事業が実施されました。 （実施計画：⑯計画未策定⇒⑰計画策定） ★子どもの安全確保のため、「まもろう子ども」の運動や登下校の見守りなど、地区会などによる自主的な活動が進みました。また、青色回転灯付き原動機付自転車などを活用した見守り活動が開始されました。 （見守り活動における行政とボランティアの連携強化：⑯0台⇒⑱原動機付自転車7台、電動自転車14台） ★市立子育て支援センター「ぽっぽえん」を、平成18年10月に設置し、育児ボランティア養成講座を開始しました。 （センター設置：⑯センター未設置⇒⑰センター設置） ★子どもネットワーク協議会が、平成18年8月に設立されました。これにより、関係機関・団体による子どもの虐待などへの対応が充実しました。 （子どもネットワーク協議会の連携強化：⑯子どもネットワーク連絡会議⇒⑱3部会で、機関連携づくり）

取り組み方向	取り組み実績
②緊急・災害時の助けあい機能の確立	★防災に対する市民の積極的な取り組みにより、自主防災組織の結成が進みました。また、平成 19 年 4 月に市防災マップを作成し、全世帯に配布しました。 (自主防災組織率：⑩7.7%⇒⑳58%)
③ボランティア・市民公益活動団体が活躍できる場の整備	★市民活動支援センターが平成 17 年に市役所南館へ移転し、活動支援メニューが拡充されました。 (講座・研修会等の年間開催回数：⑩22 日⇒⑳54 日) ★市民活動支援センターにおいて、市民活動団体の紹介冊子「しみんのちから」が平成 18 年に発行され、情報提供の充実を図りました。 ★市民活動支援センターにおいて、平成 19 年度から、市民が市行政の現状を学べる場として、「まちづくり大学」が開講されました。

基本目標２ 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

取り組み方向	取り組み実績
①支援の必要な人を発見するしくみづくり	★民生委員・児童委員による相談活動や見守り・訪問活動が実施されました。 （年間のべ相談件数・訪問回数：⑩2,943件⇒⑳2,516件・7,228回） ◆障害者自立支援法による相談支援事業として、平成18年度から、身体障がい者相談及び知的障がい者相談、精神障がい者相談を実施しました。 （相談件数：⑩未実施⇒⑳783件） ★地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護や介護予防についての相談のほか、在宅介護、地域の福祉サービスなど、さまざまな相談を実施しました。 （年間のべ相談件数：⑩未開設⇒⑳404件）
②市民・行政・事業者の協働による福祉サービス提供体制づくり	★地域福祉セーフティネットの構築をめざし、「地域福祉ネットワーク会議」が平成18年に設置されました。 （地域福祉ネットワーク会議開催回数：⑩未設置⇒⑳全体会3回・部会1回） ★コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が全中学校区に配置され、要援護者に対する個別支援や関係機関・団体間のネットワークづくりを支援しました。 （CSW配置数：⑩0中学校⇒⑳3中学校区） ★地域包括支援センターにおいて、高齢者にかかわる機関が集まる地域ケア会議を通じて、孤立死・虐待の防止をめざした啓発相談事業による高齢者のセーフティネットの整備を進めました。 ★高齢者SOSネットワークが平成22年1月に開始され、地域のネットワークを活用して、高齢者の徘徊やひとり暮らし高齢者の見守りを実施しました。

取り組み方向	取り組み実績
③適切な福祉サービスの利用及び提供のための情報提供の充実	★聴覚障がい者の情報保障のため、進手話通訳者派遣事業が平成 17 年 7 月に開始されました。 （年間派遣件数：⑯未実施⇒㉑102 件） ★情報のバリアフリーかのため、市ホームページが平成 20 年度にリニューアルしました。また、市の手続きや制度をまとめた「市民のてびき」を平成 19 年 11 月発行し、全戸配布しました。 （年間アクセス件数：⑯120,032 件⇒㉑375,807 件） ★ハートケアフェスタを年一回開催し、介護保険サービスや在宅介護についてのさまざまな情報提供を実施しました。 （ハートケアフェスタの実施：⑯未実施⇒㉑年 1 回）
④福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護	★介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るため、介護相談員を養成し介護保険施設へ派遣を行いました。 （年間相談件数・派遣回数：⑯297 件・186 回⇒㉑541 件・218 回） ★民間保育園において、サービスの向上のため、第三者評価が実施されました。 （第三者評価の実施：⑯未実施⇒㉑4 園実施） ★判断能力が十分でないため適切な福祉サービスを受けられない人のために、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など地域で自立した生活が送れるよう地域福祉権利擁護事業を実施しました。 （年間相談件数・契約者数：⑯170 件・0 人⇒㉑789 件・15 人）

基本目標３ みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり

取り組み方向	取り組み実績
①人権教育・啓発と人権侵害の救済	★人権文化をはぐくむまちづくり審議会が開催され、平成 17 年 5 月に人権行政基本方針が策定されるなど、人権教育・啓発、人権擁護に関する取り組みが進みました。 （大阪狭山市人権協会が策定した計画：⑬未策定⇒⑳実施） ★男女共同参画推進センターが、平成 20 年 9 月に開設されました。 （センターの設置：⑬未検討⇒⑳設置）
②福祉意識の醸成	★児童・生徒の福祉に対する関心や理解を深めるため、市内の小中学校が福祉協力校として、児童・生徒の福祉体験活動を実施されました。 （3 つ以上の学年で実施した学校数：⑬2 校⇒⑳9 校）

基本目標４ 誰にとってもやさしいまちづくり

取り組み方向	取り組み実績
①地域福祉推進のための人材の確保と育成	★市民活動支援センターにおいて、ボランティア登録数が増加するとともに派遣件数も増加しました。また、市民活動に関する学習講座・研修会等が開催されました。 （講座・研修会等の年間開催日数：⑩14日⇒⑳54日） ★社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、ボランティア登録者数が増加しました。 （ボランティア登録数・年間派遣件数：⑩450人・9件⇒⑳453人・53件） ★子育て支援センターにおいて、ボランティア養成講座を修了した登録者が順調に増加しました。 （ボランティア登録者数：⑩30人⇒⑳78人） ★地域包括支援センターにおいて、福祉業務従事者の質の向上のため、定期的に研修会などが開催されました。 （各部会の年間合計開催回数：⑩0回⇒⑳19回）
②地域に密着した福祉サービスの開発支援	★子育て親子の交流、集いの場を提供するため、「つどいの広場事業」が平成17年度から始まり、1ヶ所についてはNPO法人によって実施されました。 （実施箇所数：⑩0ヶ所⇒⑳2ヶ所） ★市民活動支援センターにおいて、市民公益活動団体の設立・運営のための支援が実施されました。 （講座・研修会等の年間開催事業数及び開催日数：⑩6事業・22日⇒⑳3事業・54日） ★平成18年度から、指定管理者制度による市の福祉施設の管理運営が開始されました。 （指定管理者による運営施設数：⑩未実施⇒⑳3施設）
③快適で利用しやすい生活環境の整備	◆市道整備において、歩道の切り下げを行い、バリアフリー化を進めました。（整備箇所数：⑩589箇所⇒⑳687箇所） ◆市立老人福祉センターにおいて、階段昇降機の設置、オストメイト対応型多目的トイレの設置やトイレのバリアフリー化の整備を実施しました。（実施箇所数：⑩0箇所⇒⑳2箇所）

なお、各事業の個別評価については、資料編に、第1次計画実施計画（平成20・21年度）に係る平成20年度事業評価一覧表を掲載してあります。

4. 本市の地域福祉における今後の課題

大阪狭山市地域福祉計画について

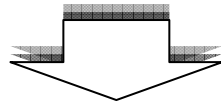
【アンケート調査結果】

市民

- ◆大阪狭山市地域福祉計画の認知度では、「まったく知らない」が5割を超え、「あまり知らない」を合わせると約9割となり、周知が進んでいないことがうかがえます。
- ◆大阪狭山市地域福祉計画の基本理念の親近感では、「どちらか」というと身近に感じられない」が4割を超え、「まったく身近に感じられない」を合わせると7割を超え、高くなっています。

福祉関係者

- ◆福祉関係者において、大阪狭山市地域福祉計画の基本理念の親近感をみると、「どちらか」というと身近に感じられる」と「より身近に感じられる」を合わせると、5割を超え、市民よりも基本理念を身近に感じていることがうかがえます。



《今後の課題》

- 大阪狭山市の基本理念である「みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち」の親近感については、市民と福祉関係者では差がみられます。地域福祉に関する意識が違うことから、それぞれの立場に応じた支援や啓発などを推進をしていくことが必要です。

基本目標 1 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり

①市民が主役の福祉活動の推進

【第1次計画の評価を踏まえて】

- より多くの市民にかかわってもらえるよう計画内容を広く市民に周知することが必要です。
- 地域の課題やその解決策について住民が話し合える場として小地域ネットワーク活動の拡充などを地域の実情に応じて推進していくことが必要です。
- その際、事業実施者（市民）の自己評価をふまえることが必要です。
- 地区会などの活動に関心を持ち、より多くの市民の地域活動への参加が図られるよう、地区会などの加入促進が必要です。

【アンケート調査結果】

市民

- ◆福祉への関心の有無では、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせると8割となっていますが、「関心がない」を選択した人の割合は増加しており、福祉に対する意識が二極化している傾向にあります。
- ◆小地域ネットワーク活動への参加意向では、「あまり参加したいとは思わない」と「まったく関心がない」を合わせると7割を超え、第1次計画よりも増加しています。
- ◆地域行事や地域活動などへの不参加理由では、「時間がないから」が最も多く、次いで「情報が入りにくいから」、「知らない人ばかりで参加しにくいから」となっています。特に、情報が入りにくいことを理由としてあげた人の割合は、第1次計画よりも増加しています。

福祉関係者

- ◆活動のきっかけは、「社会や人のためになる活動がしたいから」が最も多く、次いで「地域をより住みやすいものにしたいから」、「友人や知人に誘われたから」となっています。
- ◆活動を楽しんでいるかをみると、8割近くの人楽しく活動できている（楽しい＋どちらかという楽しい）と回答しています。
- ◆住民相互の自主的な支えあい、助けあいの必要性を5年前と比較すると「どちらかというより必要だと思うようになった」が最も多く、次いで「特に変化はない」、「どちらかというより必要だとは思わなくなった」となっています。

②緊急・災害時の助けあい機能の確立

【第1次計画の評価を踏まえて】

- 早急に市内全域で自主防災組織が結成されるよう、市民への働きかけが必要です。
- 要援護者の把握などに向けて、災害時要援護者支援プラン（仮称）の策定を急ぐ必要があります。

【アンケート調査結果】

市民

- ◆近所付き合いの中で手助けしたいことでは、「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認」や「病気など緊急時に看病したり、医者を呼ぶなどの手助け」が多くなっています。また、近所付き合いの中で手助けをしてほしいことでは、「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認」、「病気など緊急時に看病したり、医者を呼ぶなどの手助け」が多くなっており、手助けしたいことと手助けしてほしいことで、同様の内容となっています。

③ボランティア・市民公益活動団体などが活躍できる場の整備

【アンケート調査結果】

市民

- ◆地域住民が安心して暮らすために自分ができることでは、「見守り・声かけ運動」、「福祉への関心を持つ」、「環境美化活動」、「災害など緊急時の救助活動」の順で高くなっています。



《①②③に関する今後の課題》

- 地域行事や地域活動への参加を促進するためには、情報提供の充実や参加しやすい環境づくりなど、意識が高い人に対する活動への誘導の仕組みを整えることが重要です。
- 福祉に関心が低い人への啓発が重要です。
- 地域での見守り、支えあい拡充のためには、地区会などの加入促進について、より一層の啓発が必要です。
- 若い世代や団塊の世代を対象としたボランティア学習の機会の充実が必要です。
- ボランティア活動支援につなげるため、活動情報の共有化など、関連窓口の連携が必要です。
- 多くの人が何らかの活動に関して、自分ができることを挙げており、活動へ参加する機会をつくる必要があります。
- 福祉活動への参加のきっかけが「友人や知人に誘われたから」が高くなっており、参加に関しては自発的な場合だけではなく、すでに活動している人たちに対して、活動へ誘う、または活動の情報を市民に対して提供するといったことの意義などを啓発することも重要です。
- 要援護者の把握にむけて、災害時要援護者支援プラン（仮称）の策定が必要です。
- 「近所付き合いの中で、手助けしたいこと」と「近所付き合いの中で、手助けしてほしいこと」のニーズと供給との関係の中で、「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認」と「病気など緊急時に看病したり、医者を呼ぶなどの手助け」がともに高くなっているため、身近な中での意識の共有化やそれを行うための取り組みが重要です。

基本目標２ 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

①支援の必要な人を発見するしくみづくり

【アンケート調査結果】

市民

- ◆困ったときの相談先では「友人・知人」が7割を超え最も多く、「行政等福祉関連機関」（平均値）は約1割、「どこに相談したらよいかわからない」と「相談する人がいない」は1割以下となっており、多くの人は相談相手がいる状況となっています。
- ◆これからの大阪狭山市で必要なことについて、高齢者と障がいのある人では「さまざまな生活課題に対してだれもが相談できる場をつくる」が最も多く、子どもでは「子育てに関する知識・情報の提供や、相談体制の整備」が3番目に多く、相談できる場の確保が重要となっています。

②市民・行政・事業者の協働による福祉サービス提供体制づくり

【アンケート調査結果】

市民

- ◆自分自身で現在不安に思っていることでは「老後の生活」が最も多くなっています。
- ◆地域で不安（不満）に感じていることでは、「特にない」が最も多くなっていますが、「福祉サービスの充実」や「医療機関の充実」のニーズも高くなっています。

福祉関係者

- ◆地域の人の困りごとなどを解決するために、福祉関係者や関係機関と連携したことがある割合では、「あまり連携したことがない」と「まったく連携したことがない」を合わせると6割程度となっており多くなっています。

③適切な福祉サービスの利用及び提供のための情報提供の充実

【アンケート調査結果】

市民

- ◆ 民生委員・児童委員の活動を知らない人の割合は 34.0%、地区担当の民生委員・児童委員では 74.4%、社会福祉協議会では 35.9%、コミュニティソーシャルワーカーでは 65.4%となっています。
- ◆ 情報の入手先は「広報」が7割を超え最も多く、次いで「家族や友人など口コミ」、「自治会の回覧板」となっており、各種窓口や担い手からではなく、個別配布される媒体や身近な人から情報を得る傾向にあります。

福祉関係者

- ◆ 相談窓口やサービスの情報が得られない割合は、「ほとんど」と「まったく」を合わせると約4割となっており、十分に周知が図られていないことがうかがえます。
- ◆ コミュニティソーシャルワーカーを知らないと答えた人の割合では5割を超え、福祉関係者の中でも認知度は低くなっています。
- ◆ 福祉の相談窓口や福祉サービス情報などの情報の得やすさを、約5年前と比較すると、「特に変化はない」が半数を超え最も多く、「どちらかというより入手しやすくなった」がつづいています。「どちらかというより入手しにくくなった」を回答した人は、1割を下回り低くなっています。

④福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護

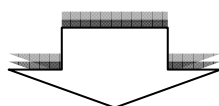
【第1次計画の評価を踏まえて】

- サービス利用者の権利擁護を進めるため、広くサービス提供事業者第三者評価制度の実施などの働きかけを強化していくことが必要です。

【アンケート調査結果】

福祉関係者

- ◆ 福祉関係者の権利擁護のしくみの認知度をみると、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると5割程度となっています。



《①②③④に関する今後の課題》

- 本計画の中心的施策の1つである地域福祉セーフティネット構築の具体的な取り組みが重要です。
- 福祉サービスの利用・提供のための情報提供において、各分野の情報提供の一元化や、わかりやすい情報提供が必要です。
- 住民の情報を得る媒体に偏りがみられるため、効率的・効果的に情報提供を行っていく仕組みが必要です。
- 福祉サービス提供事業者に対する情報の公開の働きかけや、福祉サービス提供事業者に対する情報提供が必要です。
- 市からサービス提供事業者に、第三者評価制度の実施などについて働きかけの強化が必要です。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の重要性の啓発や、利用が円滑に行われるための情報の提供が重要です。

基本目標3 みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり

①人権教育・啓発と人権侵害の救済

【第1次計画の評価を踏まえて】

- 人権文化をはぐくむまちづくり審議会が開催され、人権行政推進計画の策定に向け検討を行っていますが、同計画の策定を早期に行う必要があります。

【アンケート調査結果】

市民

- ◆障がいのある人が住みやすいまちをつくるために重要なことでは、「障がいのある人への理解を深める、福祉教育や広報活動の充実」が高くなっています。

福祉関係者

- ◆福祉関係者が活動をするときに、一人ひとりの人権を尊重することを意識して活動している割合は、8割を超え高くなっています。
- ◆地域福祉に関する権利擁護のしくみの認知度をみると、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると5割程度となっています。

②福祉意識の醸成

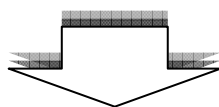
【第1次計画の評価を踏まえて】

- 福祉意識の醸成の取り組みとしては、学校と社会福祉協議会との連携を深め、学習効果の向上に努めることが必要です。
- ボランティアの活性化が図られるよう、次世代の人材育成をめざした若い世代対象のボランティア学習の場を充実することが必要です。
- さらに、団塊の世代の活力を地域のボランティアに生かすなど、多様なボランティアの養成が必要不可欠であり、さまざまなボランティア講座の実施が必要です。

【アンケート調査結果】

福祉関係者

- ◆福祉活動を楽しんでいるかを尋ねると、7割近い人が楽しんでいると回答しています。



《①②に関する今後の課題》

- 人権擁護について、福祉関係者に制度や事業について情報提供の促進が重要です。
- 学校と社会福祉協議会との情報交換、連携強化が必要です。
- 次世代の人材育成をめざした若い世代対象のボランティア学習の場を充実することが必要です。
- 団塊の世代の活力を地域福祉活動に生かすためには、福祉意識を醸成することが重要であり、対象となる人が参加しやすい学習機会等をつくる必要があります。

基本目標４ 誰にとってもやさしいまちづくり

（市民・行政・事業者が協働で行う地域福祉環境・体制整備）

①地域福祉推進のための人材の確保と育成

【第１次計画の評価を踏まえて】

- 一時減少していた社会福祉協議会ボランティアセンターのボランティア登録者数は回復していますが、派遣件数が減少傾向にあるので、広報などに努める必要があります。

②地域に密着した福祉サービスの開発支援

【第１次計画の評価を踏まえて】

- 市民公益活動団体や民間事業者の福祉サービスへの参入促進については、市民公益活動団体の設立・運営に対する支援として、講座や研修会などの事業の充実が必要です。
- 市事業の委託の推進の取り組みとしては、コミュニティソーシャルワーカー設置事業について、新たに狭山中学校区に配置しましたが、民間活力導入の観点から、市民公益活動団体や民間事業者への委託可能な事業について、引き続き検討を進める必要があります。

【アンケート調査結果】

福祉関係者

- ◆福祉に関する研修会やボランティア講座などを生かす機会の有無を尋ねると、「あまりない」と「まったくない」を合わせると７割を超えています。

③快適で利用しやすい生活環境の整備

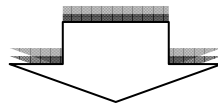
【第1次計画の評価を踏まえて】

- 市の施設（建物）についても、階段昇降機の設置、オストメイト対応型多目的トイレの設置やトイレのバリアフリー化の整備に努めたが、今後も可能な箇所から整備を進める必要があります。

【アンケート調査結果】

市民

- ◆高齢者が住みよいまちをつくるために重要なことでは「利用・移動しやすい道路・建物・駅などの整備」が、子どもを健やかに育てるために重要なことでは「子どもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場の整備」が、障がいのある人の住みよいまちをつくるために重要なことでは「利用・移動しやすい道路・建物・駅などの整備」が高くなっており、生活環境の整備に関するニーズが高くなっています。



《①②③に関する今後の課題》

- ボランティア登録者数が増加した一方、派遣件数が減少傾向であり、広報などの充実が必要です。
- 講座から取り組みまで総合的なマネジメント体制の構築といった、福祉に関する研修会やボランティア講座などを生かす機会の創出が必要です。
- 高齢者や障がいのある人の住宅改造助成制度は、その活用促進のための制度の周知が必要です。
- 高齢者や子ども、障がいのある人などすべての人が安心して利用できる環境となるよう、公共施設・交通機関などのユニバーサルデザイン化の充実が重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な考え方

本計画の基本理念及び基本目標については、第1次計画の実績及び課題などの評価・分析、市民アンケート調査や福祉関係者アンケート調査の結果を踏まえ、第1次計画の基本理念及び基本目標を継承することとします。

施策の取り組み方向や内容については、社会経済情勢の変化、市民アンケート調査や福祉関係者アンケート調査から見えてきた新たな課題などに対応し解決していくため、改定を行うものとします。

2. 計画の基本理念

市民が互いの個性を尊重しあい、交流し、地域のさまざまな福祉課題の解決に向けて、一体となって、取り組んでいける思いやりにあふれたまちづくりをめざします。そのため、第1次計画の基本理念を継承し、本計画の基本理念を次のようにします。

みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち

『みんなでつくる』という表現には、各々の個性を最大限に生かしながら、他の人の問題も自分の問題としてとらえ、誰もが困ったときに、必要な福祉サービスなどの支援を受けられると同時に、支援の担い手にもなることによって、市民が主体的に参加・参画する地域福祉に取り組もうという姿勢を明らかにしています。

また、『ふれあい豊かな福祉のまち』には、障がいの有無、性別や年齢、生活状況などに関係なく、誰もがその能力や経験を生かし、地域において温もりとふれあいに満ちた地域福祉のまちづくりを進めるという思いを込めています。

3. 計画の基本目標

第1次計画の基本目標を継承し、4つの基本目標を掲げ、その達成に向け各施策に取り組んでいきます。

- 1. 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり**
- 2. 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり**
- 3. みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり**
- 4. 誰にとってもやさしいまちづくり**

1. 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり (市民主体の地域福祉の推進)

生活に密着した福祉課題に対して、市民が主体となって「自助」と「共助」が身近な地域で行われるよう、市民の地域への積極的な参加を促進する仕組みづくりを推進します。

2. 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり (市民・事業者・行政が協働で行う福祉の質の向上)

利用者が満足できる福祉サービスの提供をめざすとともに、支援の必要な人を発見する仕組みづくりを推進します。

3. みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり (市民・事業者・行政が協働で行う人権擁護の推進)

人権についての学習や啓発活動を通して、人権意識の高揚をめざすとともに、情報提供を含め、関係機関と連携した相談窓口の整備を推進します。

4. 誰にとってもやさしいまちづくり (市民・事業者・行政が協働で行う地域福祉環境・体制の整備)

市民公益活動団体など幅広いサービス提供主体の地域の福祉サービスへの参入を促進するとともに、誰もが安心して快適に生活できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入による生活環境の整備を進めます。

4. 計画の重点的取り組み

アンケート調査結果や大阪狭山市地域福祉計画推進協議会などで出された意見などから、市の施策として反映させるべきキーワードとして、「災害時要援護者の支援」、「民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり」、「小地域ネットワーク活動の充実」の3つを抽出します。本計画においては、この3つを重点的な取り組みとして推進します。

（１）災害時要援護者の支援

地域社会の弱体化が進む中、大規模地震など自然災害にどのように対処するかは住民の最大の関心事となっています。アンケート調査においても、近所付き合いの中で手助けしたいことでは、「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認」が26.8%、近所付き合いの中で手助けをしてほしいことでは、「地震などの災害時に地域の防災組織として安否確認」が31.9%で、ともに2番目に高くなっており、災害時における身近な地域での助けあいが求められています。

地域社会における安心、安全の確立が住民の地域での暮らしの大前提であり、喫緊の課題です。今後、災害が発生した時に迅速に対応できるよう、要援護者対策に努めます。具体的には、「大阪狭山市災害時要援護者支援プラン」において、災害時等にも対応できるよう、地域における要援護者に関する情報の把握・共有及び安否確認の方法等を検討します。

（２）民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

都市化の進展により地域の連帯感が希薄化し、これまでのような地域の活力を期待することが難しくなっています。また、住居の移動性の高まり、個別主義的傾向も強まる中で、「ご近所」の人間関係が形成されず、地域の求心力の低下がうかがえます。さらに、大阪狭山市地域福祉計画推進協議会において多くの意見が聞かれた、オートロックのマンションに民生委員・児童委員が入れないという状況が懸念されています。そのため、地域社会で支えあう関係を強化するための中心となる、民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備します。

（３）小地域ネットワーク活動の充実

急速な高齢化や核家族化の進行と家族機能の変化、地域の結びつき・人間関係の希薄化などにより、公的サービスだけでは日常的な支援をすることが限界となっています。支援を必要とする人などが地域の中で孤立することなく、安心して生活できるよう地域住民による支えあい・助けあい活動を展開するとともに、地域における福祉の啓発と住みよい福祉のまちづくりを進めるため、小地域ネットワーク活動の充実を図ります。

5. 計画の体系

基本目標と施策の基本方向を体系化すると、次のとおりです。

基本理念

みんなでつくる、ふれあい豊かな福祉のまち

基本目標	施策の基本方向
1. 地域みんなで支えあ う、ふれあい豊かなま ちづくり ～市民主体の地域福祉の推進～	(1) 市民が主体の福祉活動の推進 (2) 緊急・災害時の助けあい機能の確立 (3) ボランティア、NPOなどの活動の促進 (4) 市民が主体の活動への支援
2. 誰もが安心して福祉サ ービスを利用できるま ちづくり ～市民・事業者・行政が協働で 行う福祉の質の向上～	(1) 相談体制の整備と充実 (2) 福祉サービスの情報提供の充実 (3) 福祉サービス提供・連携体制の充実 (4) 福祉サービスの質の確保と向上 (5) 福祉サービス利用者の保護
3. みんなの人権が尊重・ 擁護されるまちづくり ～市民・事業者・行政が協働で 行う人権擁護の推進～	(1) 人権教育・啓発の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 人権侵害の救済
4. 誰にとってもやさしい まちづくり ～市民・事業者・行政が協働で 行う地域福祉環境・体制の整 備～	(1) 地域に密着した福祉サービスの開発 (2) 快適で利用しやすい生活環境の整備

第4章 計画の施策の展開

1. 施策の展開

基本目標1 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり ～市民主体の地域福祉の推進～

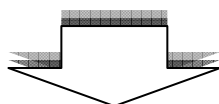
(1) 市民が主体の福祉活動の推進

地域福祉活動の一層の活性化を図るため、市民主体の地域における日常的な取り組みへの支援、特に小地域ネットワーク活動や民生委員・児童委員活動を中心とした地域福祉活動の推進を図ります。

また、これらの地域福祉活動が広く認知され、参加や利用が促進されるよう広報・啓発に努めます。

主要課題1 市民主体の地域福祉活動の推進

主要課題2 地域福祉活動の広報・啓発の推進



取り組み方向	取り組み内容
①小地域ネットワーク活動の推進	◆見守り訪問活動、食事サービス、サロン活動の充実 ◆関係機関・団体との連携による地域課題の解決 ◆小地域ネットワーク活動の活動者の確保 ◆地区会などへの住民加入を促進するための広報・啓発の強化
②民生委員・児童委員の活動の推進	◆ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の把握 ◆暮らしに関するさまざまな課題を抱える人の見守り、相談、支援 ◆要援護者の福祉ニーズの把握のための活動及び社会福祉協議会と連携した体制づくりの推進

取り組み方向	取り組み内容
③市民による活動の推進	◆活動している人が活動しやすい環境づくり ◆参加意向を持っている人への、活動に参加する機会の提供や分かりやすい仕組みづくり ◆ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の安否確認、話し相手などの見守り活動の充実 ◆子どもの安全確保のための「まもろう子ども」の運動や登下校時の見守り活動の推進 ◆青色回転灯付き原動機付自転車などを活用した見守り活動の充実 ◆校区防犯ステーションによる見守り活動の推進 ◆ボランティアによる地域での子育て支援活動や子育て中の親子の交流の場の設置、子育てに関する相談事業、情報提供の充実 ◆青少年指導員、地区会（自治会）、PTA、子ども会、学校などの関係団体の協働による青少年の健全育成の推進 ◆ピアカウンセリングなどによる、障がい当事者のエンパワメント、当事者参画や当事者活動支援の推進

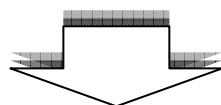
（２）緊急・災害時の助けあい機能の確立

緊急時や大規模な災害に備え、防災意識の普及、地域における協力体制づくり、高齢者や障がいのある人など要援護者の把握、災害時の情報提供、避難誘導など関係機関・団体との連携の確保に努めるなど、防災対策を推進します。

さらに、要援護者へのきめ細かい支援ができるよう、適切な情報媒体での情報提供や人権への配慮のための個人情報の保護の充実を図ります。

主要課題１ 市民の見守りによる安心なまちづくり

主要課題２ 災害時要援護者対策の推進



取り組み方向	取り組み内容
①市民による見守り活動の推進	◆地域住民の協力の拡大と緊急通報システムによる見守り活動の充実
②災害時要援護者の支援	◆災害時要援護者支援プラン（仮称）に基づく、要援護者の情報の共有、支援体制の構築 ◆災害発生時、ボランティアが効果的に活動できるような受け入れ・活動体制の整備 ◆要援護者へのe-mail119番やFAX119番通報の実施や利用促進のための広報・啓発の充実 ◆要援護者の個人情報の保護
③自主防災活動の促進	◆地域住民に対する防災意識の啓発の促進 ◆自主防災組織の育成及び自主防災活動の支援

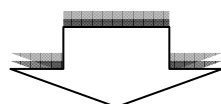
(3) ボランティア、NPOなどの活動の促進

身近な福祉活動を行う人材を発掘、育成するとともに、ボランティアやNPOなどの活動環境の改善や運営の安定化を図る支援を行います。

すべての地域活動にかかわる人やボランティアに参加する人に対し、情報提供や相談、活動の場を確保し、活力ある地域づくりと住民の福祉の向上に努めます。

主要課題 1 福祉活動を行う人材の発掘、育成の推進

主要課題 2 ボランティアやNPOの活動の活性化の推進



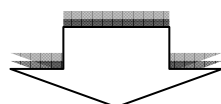
取り組み方向	取り組み内容
① ボランティア活動の促進	◆ ボランティアに関する情報提供、相談の充実 ◆ 市民活動に関する学習講座、研修会などの開催 ◆ ボランティア養成講座の開催 ◆ 団塊の世代や若い世代を対象としたボランティア学習機会の充実 ◆ ボランティア活動への支援、助成
② コーディネート機能の充実	◆ ボランティアに関する情報提供、相談の充実、養成講座での人材育成などによるボランティア登録者数の拡大を図ることによる円滑なコーディネート推進 ◆ ボランティア活動への支援につなげるための活動情報の共有化など、関連窓口の連携強化
③ 地域福祉人材の発掘・育成と活用	◆ 市民が地域福祉の担い手である趣旨の啓発 ◆ 福祉への関心が低い人への啓発の推進 ◆ 福祉への関心が高い人に対する、活動への参加のきっかけの提供 ◆ ホームページなどによる地区会（自治会）の組織化の啓発 ◆ 育児ボランティア養成講座の実施による新たなボランティアの養成の促進 ◆ ボランティア間の交流・連携を図るための交流会の開催 ◆ すでに活動している人たちへの、参加していない住民を活動へ誘うことの意義など啓発の推進

（４）市民が主体の活動への支援

市民が主体となって活動している事業への補助をはじめ、福祉に関する研修などの実施により活動団体や活動者への支援の充実を図ります。また、民生委員・児童委員などの活動について情報提供を推進することで、地域住民が身近な活動や活動内容を知り、気軽に利用できるように努めます。

主要課題 1 活動団体や活動者への支援の充実

主要課題 2 市民の活動の周知・啓発の推進



取り組み方向	取り組み内容
①事業補助の充実	◆地域防犯ステーションをはじめとする自主防犯活動、自主防災活動、コミュニティ活動などへの補助 ◆子どもの健全育成に適した環境づくりを目的とした中学校区ごとに設置されている地域協議会への補助 ◆既存施設の有効活用を図るための集会所施設・設備のバリアフリー化に要する経費補助
②民生委員・児童委員活動などに関する広報、研修の推進	◆民生委員・児童委員、主任児童委員の役割や活動内容の周知 ◆地区福祉委員会の役割や活動内容の周知 ◆福祉に関する知識や法制度の情報提供のための研修

基本目標２ 誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり ～市民・事業者・行政が協働で行う福祉の質の向上～

（１）相談体制の整備と充実

身近な地域における相談体制の整備や専門的な相談などを通じて、対象者ごとの多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図り、地域福祉セーフティネット構築に向け相談窓口ごとの連携を推進します。

また、支援を必要とする人の相談への配慮として、相談窓口へ手話通訳者を配置するなど、すべての人が安心して相談できる体制づくりを進めます。

主要課題１ 地域福祉セーフティネットの構築

主要課題２ 支援を必要とする人への配慮した相談窓口の充実



取り組み方向	取り組み内容
①地域における相談窓口の充実	◆民生委員・児童委員及び主任児童委員による要援護者の相談 ◆大阪狭山市立心身障がい者福祉センター及び母子福祉センター「さつき荘」での身体障がい者相談、知的障がい者相談、心配ごと相談、ひとり親家庭相談の充実 ◆身体障がい者相談及び知的障がい者相談、精神障がい者相談の指定相談事業所での実施 ◆各中学校区担当のコミュニティソーシャルワーカーによる相談 ◆地域包括支援センターでの在宅介護に関する相談や各種の保健・福祉・医療サービスの連絡調整 ◆子育て中の親子の交流の場の設置や多様な子育て教室の開催、情報提供、気軽に相談のできる窓口の充実 ◆高齢者、障がいのある人、児童などへの福祉サービスに関する総合的な相談が身近な場所でできる福祉総合窓口の整備 ◆地域福祉ネットワーク会議を中心とした要援護者の見守り、相談、支援の総合調整による地域福祉セーフティネットの構築

取り組み方向	取り組み内容
②市役所における相談窓口の充実	◆障がい者相談、介護電話相談、母子相談、児童家庭相談、健康相談、市民相談、行政相談、無料法律相談、司法書士無料法律相談、人権いろいろ相談、女性のための相談、人権擁護委員による相談、教育相談、進路相談、消費者相談、労働相談など各種相談 ◆研修による相談員の質の向上と窓口間の連携促進 ◆コミュニケーション支援のための相談窓口における手話通訳者の設置 ◆就職困難者などに対する相談や就労支援 ◆若年無業者（ニート）の社会復帰・就職に対する相談

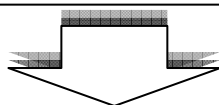
(2) 福祉サービスの情報提供の充実

福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスの情報を得られるように、さまざまな情報媒体による利用者の視点に配慮した情報提供に努めます。

また、障がいのある人や外国人への配慮した情報提供ができるよう、情報のバリアフリー化を推進します。

さらに、福祉サービス提供事業者によるサービス内容などの利用者への情報提供を促進します。

- 主要課題 1 わかりやすい情報提供の推進
- 主要課題 2 情報のバリアフリー化の促進
- 主要課題 3 福祉サービス提供事業者の情報提供の促進

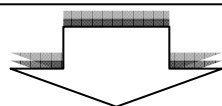


取り組み方向	取り組み内容
① いろいろな情報媒体を活用した情報提供の推進	◆ 広報誌、リーフレット、ホームページを活用した情報提供 ◆ 保健、福祉、医療サービスの内容や利用方法などの情報を提供する冊子の発行 ◆ 各分野における情報提供の一元化の推進 ◆ 利用者の視点にたった分かりやすい情報提供の推進 ◆ パンフレットやインターネットによる情報提供が行われるよう福祉サービス提供事業者に対する要請 ◆ ハートケアフェスタの開催による、介護保険サービスなど在宅介護のさまざまな情報の提供
② 情報バリアフリー化の推進	◆ 手話通訳者の配置や派遣 ◆ ホームページの内容の充実や容易な利用へ向けての取り組みの促進 ◆ 声の広報の発行 ◆ 図書館での大型活字本の閲覧・貸し出し ◆ 選挙公報の音訳テープなどの提供 ◆ 高齢者や障がいのある人へのＩＴ講習会の開催

（３）福祉サービス提供・連携体制の充実

複雑で多様化した問題を抱える相談者や支援を必要とする人が増える中で、適切に問題が解決できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの各分野のネットワーク化を推進するとともに、重複する問題への対応を行うために、他分野における相談機関とのネットワーク化の整備に努めます。

主要課題１ 他分野の相談機関とのネットワーク化の推進

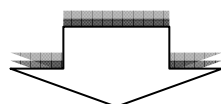


取り組み方向	取り組み内容
①ネットワークによる幅広い対応の促進	◆コミュニティソーシャルワーカー配置によるネットワークを活用したサービス調整機能の充実 ◆高齢者にかかわる機関が集まる地域ケア会議の開催による高齢者を支える各機関の情報交換とその支援策の検討による地域でのセーフティネットの構築 ◆子どもの見守りや児童虐待の防止・早期発見を促進するための子どもネットワーク協議会の連携強化 ◆地域福祉ネットワーク会議の開催による医療と福祉の連携強化 ◆地域住民の福祉課題の効果的・効率的な解決に向けた庁内関係部局の連携強化 ◆高齢者ＳＯＳネットワークの連携による認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の安全確保

（４）福祉サービスの質の確保と向上

福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう、第三者評価制度の導入や自己評価の実施を奨励するとともに、研修会や質の向上に関する情報提供に努め、福祉専門職の質の向上に努めます。

主要課題 1 福祉専門職の質の向上



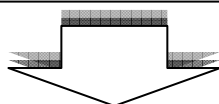
取り組み方向	取り組み内容
①福祉サービスの評価制度の促進	◆福祉サービス事業者への第三者評価と自己評価の実施の働きかけの強化 ◆保育所における第三者評価の実施の促進
②福祉専門職の質の向上	◆ケアマネジャー、施設、ヘルパー、訪問看護などに従事している福祉業務従事者に対し情報提供や研修会などの支援

（５）福祉サービス利用者の保護

苦情相談窓口の周知により、福祉サービスの利用者がサービス提供事業者と対等な立場において、サービスの選択・利用ができるよう努めます。

また、判断能力が十分でない人などあらゆる人が、その人らしい生活を送ることができ、必要な支援を受けることができるよう、権利擁護の制度や事業について周知や利用の促進を図ります。

主要課題１ 権利擁護の制度や事業の周知・利用促進



取り組み方向	取り組み内容
① 苦情相談窓口の利用促進	◆市の担当窓口や大阪府国民健康保険団体連合会などの苦情解決の窓口や仕組みの周知・啓発 ◆第三者苦情解決制度の周知 ◆介護サービス利用者から不安や不備などの相談を受け、その改善に向けて、利用者と事業者の橋渡しを行う介護相談員の養成・派遣
② 成年後見制度の活用	◆本人の利益を守るため、成年後見制度の利用促進のための周知・啓発の推進
③ 日常生活自立支援事業の推進	◆判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助、日常的な金銭管理の手伝いなど、地域で自立した生活を送るための支援 ◆日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の利用促進のための周知・啓発の推進

基本目標3 みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり

～市民・事業者・行政が協働で行う人権擁護の推進～

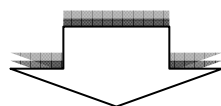
(1) 人権教育・啓発の推進

支援の必要な人が地域福祉の取り組みや事業を安心して利用できるよう、地域住民や地域福祉の担い手に個人情報の保護の周知を図ります。

また、障がいのある人、高齢者、子ども、女性などに対する虐待やいじめ、ドメスティック・バイオレンスなど、家庭、学校、職場、地域社会とのかかわりが深い人権問題が存在していることから、あらゆる人権侵害を予防するための人権教育・啓発を推進します。

主要課題1 個人情報保護の推進

主要課題2 人権教育の推進



取り組み方向	取り組み内容
①要援護者の個人情報の保護	◆地域住民や地域福祉の担い手を対象とした広報誌や研修による要援護者の個人情報保護の徹底
②人権教育・啓発	◆男女共同参画の周知・啓発 ◆人権行政基本方針に基づく事業の推進 ◆大阪狭山市人権協会との連携による人権教育・啓発事業の推進 ◆各種情報提供媒体を活用しての人権教育・啓発、人権擁護に関する情報提供 ◆福祉関係者を対象とした人権擁護に関する制度や事業についての情報提供の促進

（２）福祉教育の推進

高齢者や障がいのある人などへの正しい認識を育むとともに、相手の立場を思いやり協力しあう気運を高めるために、学校における福祉教育の充実を図ります。

また、市民一人ひとりの高齢者や障がいのある人などへの正しい理解と認識を深めるために、さまざまな機会において啓発活動や講座の実施を推進します。

主要課題１ 支援を必要とする人への理解の推進

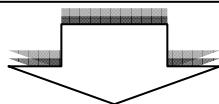


取り組み方向	取り組み内容
①学校における福祉教育の推進	◆福祉やボランティアへの関心を高めるため、児童・生徒に車いす体験や高齢者施設への訪問交流など福祉体験活動の推進、啓発活動の充実 ◆学校と社会福祉協議会との情報交換、連携強化
②地域における福祉教育の推進	◆大阪狭山市地域福祉計画の周知の推進 ◆ボランティアだよりの発行、ボランティアに関する相談、ボランティアジュニアスクール、教職員のためのボランティア講座などを実施し、福祉やボランティア活動への参加のための啓発を推進 ◆次世代の人材育成をめざした若い世代対象のボランティア学習の場の充実 ◆団塊の世代の活力を地域のボランティアに生かすなど、多様なボランティアの養成 ◆障がい者週間街頭啓発の実施

（３）人権侵害の救済

その人らしい生活が保障され、必要な援助を受けることができるよう、人権相談の窓口を周知するとともに、各相談機関との連携が円滑にできるように努めます。

主要課題 １ 人権相談における相談機関の連携の充実



取り組み方向	取り組み内容
①人権相談の充実	◆人権擁護委員による相談、人権いろいろ相談、女性のための相談、無料法律相談などの充実 ◆人権侵害・人権問題の解決のための各相談機関との連携強化

基本目標4 誰にとってもやさしいまちづくり

～市民・事業者・行政が協働で行う地域福祉環境・体制の整備～

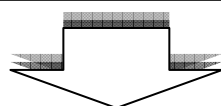
(1) 地域に密着した福祉サービスの開発

活力ある地域づくりと市民福祉の向上を目的に、NPOなどの活動環境の改善や運営の安定化を図るための支援を充実します。

また、地域に密着したサービスの周知啓発を行うことにより、支援を必要とする人とサービス提供事業者とのつなぎを行えるよう推進します。

主要課題1 活力ある地域づくりの推進

主要課題2 市民とサービス提供事業者とのつなぎの推進



取り組み方向	取り組み内容
① 市民公益活動団体の設立・運営に対する支援	◆市民公益活動に関する情報提供・設立や運営などに関する相談 ◆市民公益活動団体情報バンクへの登録と活動情報の発信、情報誌の発行などの支援 ◆市民公益活動に関する学習講座・研修会などの開催 ◆地域福祉活動などを行う市民公益活動団体や社会教育の普及・向上・奨励などを目的とした事業を実施する社会教育関係団体に対する補助
② 市民公益活動団体などの福祉サービスへの参入の促進	◆子育て親子の交流、集いの場の提供 ◆指定管理者制度による施設の管理運営 ◆コミュニティビジネスの創出と育成のための情報提供の推進 ◆コミュニティビジネスセミナーの開催 ◆ホームページでのコミュニティビジネスの事例紹介
③ 地域福祉型福祉サービスの促進	◆ファミリーサポートセンター事業の周知啓発及び登録者数の増加促進 ◆介護保険サービスの地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護、認知症グループホーム、認知症支援型通所介護など）を提供する事業者に対する情報提供などの支援の推進 ◆市事業の効果・効率的な実施を行うための市事業の委託の推進

（２）快適で利用しやすい生活環境の整備

誰もが安心して快適に生活できるよう、公共施設をはじめ、多くの人が利用する施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインによる施設整備を推進します。

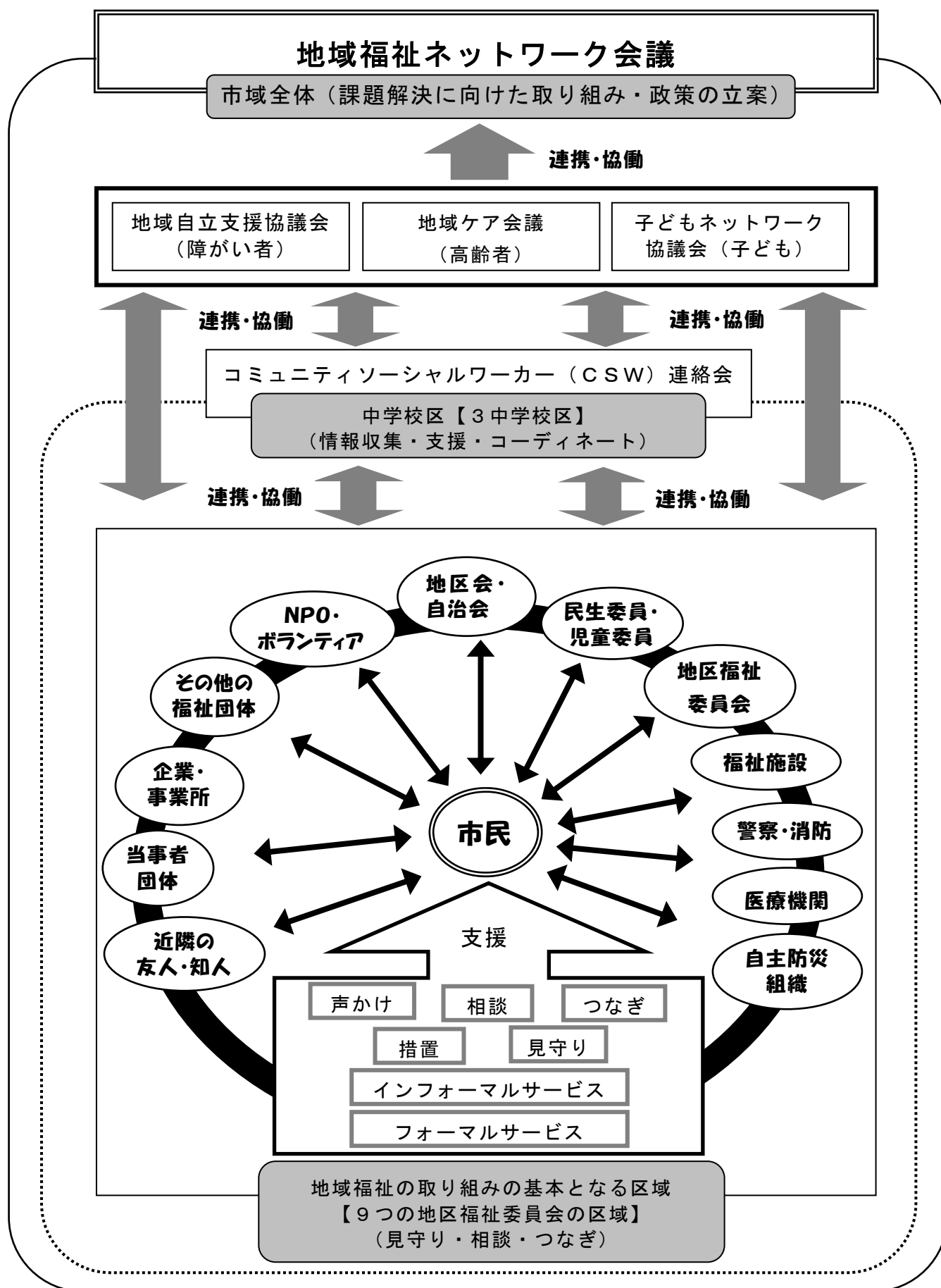
また、住環境においても、住宅改造助成事業などの周知を図り、多くの人が利用できるよう促進します。

主要課題１ バリアフリー化とユニバーサルデザイン導入の推進



取り組み方向	取り組み内容
①公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入の推進	◆大阪府福祉のまちづくり条例に基づく公共施設などの建築物や施設の整備に際しての整備基準に沿う指導の推進 ◆歩道のバリアフリー化の推進 ◆公共施設におけるバリアフリー化とユニバーサルデザインの配慮を加えた整備の推進 ◆地域力を活用した手作りによる車いすマップの作成・配布
②住環境の整備の促進	◆重度障がい者などの住宅改造助成事業の促進 ◆介護保険サービスの住宅改修の周知 ◆要介護・要支援認定は受けていないが、介護予防健診を受け、要介護や要支援になるおそれのある高齢者（特定高齢者）に対する手すりの設置などを行う高齢者住宅安全支援事業の実施

◆地域福祉セーフティネットのイメージ



2. 計画の推進及び進行管理・評価・公表

(1) 計画の推進

①全庁的な連携の強化

本計画に含まれる分野は、保健・福祉のみならず、教育、就労、人権、まちづくりなど幅広い分野に及んでいます。そのため、庁内の各部局が一体となって本計画を推進する目的で設置された「大阪狭山市地域福祉計画推進委員会・幹事会」を中心に、総合計画や関連計画との整合性を図り、全庁的な連携のもと各施策・事業が円滑に推進できるよう取り組みます。

②市民、関係機関・団体、事業者などとの連携の推進

本計画を推進するためには、市民をはじめとし、民生委員・児童委員協議会など多くの関係機関・団体、事業者などの協力が必要不可欠です。

今後も、市民、関係機関・団体、事業者などとの連携を図るとともに、地域福祉ネットワーク会議の強化により計画の推進に向けた取り組みを行います。

さらに、今後、地域の中で地域づくりに関する活動が活性化してきた場合には、該当する活動との連携強化を進め、取り組みの充実に努めます。

③大阪狭山市社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉の一層の推進のため、本市における地域福祉推進の中核組織である大阪狭山市社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

④国・大阪府との連携

本計画にかかわる施策・事業を推進するため、国や大阪府との連携を図ります。

また、保健・福祉をはじめとするさまざまな制度の改革と充実に努めるため、国や大阪府に対し、積極的に提言や要望を行っていきます。

⑤計画内容の広報・啓発

本計画を推進するためには、行政はもとより、市民や関係機関・団体、事業者などが一体となって、取り組んでいく必要があります。本計画の基本理念を共有し、地域福祉の推進に主体的に取り組めるよう、広報紙やホームページ、イベントなど、さまざまな媒体と機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

(2) 計画の進行管理・評価・公表

① 庁内組織における進行管理

庁内組織である「大阪狭山市地域福祉計画推進委員会・幹事会」において、P D C Aサイクル（「Plan（計画）」、「Do（実施・実行）」、「Check（検証・評価）」、「Action（改善）」のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

② 市民参画による進捗管理・評価

市民や関係機関・団体の参画により運営されている「大阪狭山市地域福祉計画推進協議会」において、地域福祉活動や市民のニーズを把握するとともに、計画の進捗管理・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを検討します。

③ 市民にわかりやすい評価結果の公表

本計画の体系に基づき、施策や事業などの段階ごとに、アウトプット（施策・事業実施量）やアウトカム（成果）の視点に立ち進行管理や評価を進めます。

特に、本計画においては、可能な限り、成果を段階的に把握する評価指標を「認知度⇒利用度⇒達成度（満足度）」と設定し、認知度、利用度、達成度それぞれの実績をもとに、成果の達成段階を把握し、改善方法を検討し、市民にわかりやすい評価結果の公表をめざします。

第5章 資料編

1. 用語解説

1	NPO（NPO 法人）	Non Profit Organization の略で民間非営利組織をいいます。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣府総理大臣の認証を受けた NPO 法人（特定非営利活動法人）をいいます。
2	インターネット	コンピューターの情報を伝えるための通信網をいいます。世界中の人と文章、画像、動画、音声のやり取りが可能です。
3	学童保育	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のことをいいます。
4	協働	まちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民公益活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互の補完し、協力することをいいます。（「大阪狭山市 市民・市民公益活動団体との協働によるまちづくりの進め方に関するガイドライン」から）
5	ケアマネジャー （介護支援専門員）	利用者の身体的状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者との調整やプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者をいいます。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られます。
6	コミュニティ ソーシャルワーカー （CSW）	支援が必要な高齢者や障がい者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、専門的な相談の実施、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行います。おおむね中学校区に1人の設置を想定しています。
7	セーフティネット	何らかの生活課題を抱えた人がさらに困難な状況に陥らないように、安全網としてその生活を下支えする制度や仕組みをいいます。
8	地域自立支援協議会	障がいのある人もない人も、分け隔てなく、自分らしく暮らすことのできるまちづくりを進めていくために、問題となることを話し合い、解決をめざしていく場のことをいいます。

9	地域福祉計画	社会福祉法に基づき策定します。地域に住む誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと日常生活を営むことができるよう、市民が福祉に関連したさまざまな生活課題に自ら取り組み、互いに支えあうことができる地域福祉を推進しています。
10	ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦や恋人などの親密な間柄にある男女間における暴力。男性から女性に対する暴力はほとんどで、身体的な暴力だけではなく、脅し、罵り、無視、言動の制限・強制、生活費を与えないなど、精神的、性的、経済的な影響を及ぼす言動を行うことも含まれます。Domestic violence の頭文字をとってDVともいいます。
11	バリアフリー	「障壁」がないこと。障がいのある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築などの物理的なバリアのほか、社会制度のバリア、意識面でのバリア、情報伝達面でのバリアなど、すべての障壁を取り除くという考え方をいいます。
12	民生委員・児童委員	民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っています。
13	ユニバーサルデザイン	高齢者、障がい者の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザインをいいます。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的な」という意味です。
14	権利擁護	認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うことをいいます。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されています。また、民法では成年後見制度が規定されています。
15	在宅介護	施設への入所や病院への入院による介護ではなく、それぞれの生活の場である自宅で介護を行うことをいいます。介護保険法では「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した自立生活を営むことができるように配慮されなければならない」とされており、在宅介護を理念のひとつとされています。

16	市民公益活動団体	市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいい、この活動を継続して行う団体を市民市民公益活動団体といいます。宗教や政治目的の活動などは除きます。（大阪狭山市市民公益活動促進条例から）
17	社会福祉協議会	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市町村でそれぞれ組織されています。
18	障害者自立支援法	今まで3障がいごとに分かれていた法律、制度、医療やそれらに伴う費用負担などの制度をすべて一本化し、障がいのある人が地域で自立して生活できるよう、支援するための法律です。
19	成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどのために判断能力に不安のある人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行います。
20	地域福祉 権利擁護事業	福祉サービスの利用などについて自己の判断で適切に行うことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力をもっている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするか、利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助する仕組みです。
21	地域包括支援 センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などのさまざまな支援を行う機関です。
22	要介護認定	介護保険にサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要があります。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等にもとづき認定します。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれます。

2. 第1次計画実施計画（平成20・21年度）に係る平成20年度事業評価一覧表

＜評価及び進捗状況の見方＞

区分	評価及び進捗状況の基準
A評価	年度目標に対して達成できた(90%以上)、あるいは、事業が順調に進んでいる。
B評価	年度目標に対して、おおむね達成できた(50%以上90%未満)、あるいは、事業がおおむね進んでいる。
C評価	年度目標に対して、達成できなかった(50%未満)、あるいは事業が遅れている。
評価なし	年度に事業執行がなかったため評価できないもの。

1. 地域みんなで支えあう、ふれあい豊かなまちづくり

①市民が主役の福祉活動の推進

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)地区福祉委員会を核としたプラットフォームの設置促進	地域プラットフォームの設置促進	B
(2)小地域ネットワーク活動の推進	小地域ネットワーク活動の充実	B
	小地域ネットワーク活動実施支部の開拓等	A
	地域福祉への市民参加の意識付け	A
(3)市民などによる見守り活動の推進と機能の強化・拡充	民生・児童委員、主任児童委員による見守り・相談・支援活動	A
	目くばり気くばり思いやり運動	A
	地区会等の組織強化と見守り活動の拡充	B
	地区会（自治会）の組織化のはたらきかけ	B
	老人福祉施設における社会貢献事業	A
	地域力活性化事業	A
	地区会、団体等による子どもの見守り運動	A
	地域における子育て支援事業	B
	子どもネットワーク協議会の連携強化	B
	総合的教育力活性化事業	B
	総合型地域スポーツクラブの充実した活動	A
	小学校区青少年健全育成連絡会活動	A
(4)地域の支援が必要な人の個人情報（プライバシー）の保護	要援護者の個人情報の保護	B
(5)民生委員・児童委員活動などに関する広報、研修活動の推進	民生・児童委員、地区福祉委員会活動等の広報・研修	A

②緊急・災害時の助けあい機能の確立

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)市民による見守り活動の促進	緊急通報システムによる見守り活動	B
(2)災害に備えた体制の整備	自主防災組織の育成	A
	災害時要援護者避難支援プランの策定	C
	災害時ボランティア活動体制の整備	C

③ボランティア・市民公益活動団体が活躍できる場の整備

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)市民活動支援センター・ボランティアセンターの機能の連携・強化	市民活動支援センター事業の推進及び社会福祉協議会との連携	A
	社会福祉協議会ボランティアセンター事業の推進及び市民活動支援センター事業との連携	B
(2)市民公益活動団体の設立・運営に対する支援	市民公益活動団体設立・運営への支援	A
	市民公益活動促進事業	B
	社会教育振興事業	B
(3)ボランティア登録の促進とコーディネート機能の充実	ボランティア登録とコーディネート機能の充実(市民活動支援センター)	A
	ボランティア登録とコーディネート機能の充実(社会福祉協議会ボランティアセンター)	B
	福祉協力校事業	A
	ファミリーサポートセンター事業	A
(4)既存施設を有効活用した活動の場の確保	地域福祉活動の場の確保	A

２．誰もが安心して福祉サービスを利用できるまちづくり

①支援の必要な人を発見できるしくみづくり

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)身近な福祉総合相談窓口の整備の検討	民生・児童委員及び主任児童委員による相談活動	A
	さつき荘での各種相談	A
	精神障害者地域生活支援センターでの生活相談	A
	障害児相談支援事業	A
	コミュニティソーシャルワーカーによる相談	A
	身近な福祉総合窓口の整備	B
	在宅介護支援センターでの在宅介護相談	B
	地域包括支援センター事業	A
	子育て支援センター事業	A
(2)地域の福祉ニーズを把握するための体制の整備	民生・児童委員、主任児童委員及び地区福祉委員による福祉ニーズの把握	B
(3)市役所窓口での相談・支援体制の充実	各種相談事業	A
	手話通訳者の配置によるコミュニケーション支援	A
	地域就労支援事業	A

②市民・行政・事業者の協働による福祉サービス提供体制づくり

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)地域での保健・福祉・医療サービス調整機能（ケアマネジメント体制）の整備	地域福祉セーフティネットの構築	A
	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置	A
	高齢者サービス調整チーム会議	A
	子どもネットワーク協議会の連携強化	B
(2)地域の医療機関と福祉の連携	医療と福祉の連携	A
(3)市内部組織の連携体制の確立	庁内の関係グループの連携	A

③適切な福祉サービスの利用及び提供のための情報提供の充実

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)広報誌などを活用した情報提供の推進	広報誌などを活用した情報提供	A
(2)保健、福祉、医療に関する情報提供の推進	冊子などを活用した情報提供	A
(3)関係各グループ連携した保健、福祉、医療に関する情報提供	関係グループが連携した情報提供	A
(4)情報バリアフリー化の推進	手話通訳者の配置及び派遣	A
	ホームページの充実	A
	声の広報の発行	B
	図書館での大型活字本の閲覧・貸し出し	A
	選挙公報の音訳テープ、点字候補者名簿、点字選挙公報の提供等	—
	eメール・FAX119番通報	A
(5)自ら情報を収集できる能力の向上	IT講習会等を活用した支援	A
(6)福祉サービス提供事業者に対する情報公開の働きかけ	福祉事業者への情報公開等の要請	B

④福祉サービスの質の向上と利用者の権利擁護

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)福祉サービス利用者の苦情解決への対応の充実	苦情解決制度の周知	B
	第三者苦情解決制度の周知	A
	介護相談員派遣事業	A
(2)福祉サービスの評価制度の実施への働きかけ	評価制度の実施への働きかけ	B
	保育サービスの評価事業の導入	A
(3)福祉サービスの利用支援（地域福祉権利擁護事業）の推進	地域福祉権利擁護事業	A
	成年後見制度の周知	A

3. みんなの人権が尊重・擁護されるまちづくり

①人権教育・啓発と人権侵害の救済

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進	人権教育・啓発の推進	B
(2)人権相談の充実	各種人権相談事業	A
(3)情報提供の推進	広報誌などを活用した情報提供	A

②福祉意識の醸成

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)家庭・学校・地域での福祉教育・学習活動の推進	福祉協力校事業	A
	社会福祉協議会ボランティアセンター事業	B
	福祉のまちづくり推進事業	A

4. 誰にとってもやさしいまちづくり

①地域福祉推進のための人材の確保と育成

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)ボランティア人材の発掘・育成	市民活動支援センター事業の推進及び社会福祉協議会ボランティアセンター事業との連携	A
	社会福祉協議会ボランティアセンター事業の推進及び市民活動支援センター事業との連携	B
	育児ボランティアの養成	A
(2)福祉業務従事者の資質の向上	研修実施への支援及び研修機会の情報提供	A

②地域に密着した福祉サービスの開発支援

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)市民公益活動団体などの福祉サービスへの参入の促進	福祉有償運送事業の周知	C
	つどいの広場事業	B
	市民公益活動団体設立・運営への支援	B
	指定管理者制度による施設の管理運営	A
	コミュニティビジネスの創出と育成への支援	C
(2)民間活力の導入による小規模・多機能型福祉サービスへの支援	小規模・多機能型福祉サービス事業者への支援	A
(3)市事業の委託の推進	市事業の委託の推進	B

③快適で利用しやすい生活環境の整備

主な施策内容	施策(事業)名	評価
(1)住環境の整備	重度障害者等住宅改造助成事業	A
	高齢者住宅改造助成事業	B
(2)公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	都市施設などのバリアフリー化の推進	A
	市道のバリアフリー化の推進	A
	市立施設のバリアフリー化の推進	A

3. 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会設置要綱

平成21年 6月30日
大阪狭山市要綱第26号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき大阪狭山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しを行うとともに、その円滑な推進を図るため、大阪狭山市地域福祉計画推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉活動及び市民のニーズ、意見等の把握に関すること。
- (2) 計画に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 計画の策定に関すること。
- (4) 計画の進行管理及び評価に関すること。
- (5) 計画の見直しに関すること。
- (6) その他計画の策定及び推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者の代表
- (4) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 推進協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初に行われる推進協議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(大阪狭山市地域福祉計画運営協議会設置要綱の廃止)

3 大阪狭山市地域福祉計画運営協議会設置要綱（平成17年大阪狭山市要綱第51号）は、廃止する。

4. 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会委員名簿

平成 21 年 7 月 1 日現在（敬称略）

選 出 区 分	団 体 名 及 び 職 名	氏 名
学識経験者	大阪府立大学人間社会学部 准教授	◎小 野 達 也
市 民		岩 田 幸
		野 並 亮 介
		宮 崎 好 則
社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 会長	○酒 谷 完
	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会 地区福祉委員会委員長連絡会 副会長	辻 信 夫
	大阪狭山市民生委員児童委員協議会 会長	吉 川 啓 子
	大阪狭山市身体障害者福祉協議会 会長	田 中 三 郎
	特定非営利活動法人あんずの会 監事	佐々木 光 夫
	大阪狭山市精神障害者家族会 大阪狭山つくし会 副会長	鎌 苅 鈴子
	大阪狭山市母子寡婦福祉会 会長	白 井 幸 栄
	大阪狭山市老人クラブ連合会 顧問	横 井 寛
	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ 大阪狭山 副代表	柴 田 忠 克
保健、医療又は福祉施設等の関係者	大阪府富田林保健所 企画調整課 主査	大 西 聖 子
	大阪府富田林子ども家庭センター 所長	木 村 百 合
	社団法人大阪狭山市医師会 会長	辻 本 雅 一
	社会福祉法人享佑会 施設長兼総合事務長	福 田 利 次
市長が必要と認める者	大阪狭山市地区長会 幹事	岩 松 則 俊
	大阪狭山市婦人会 会計監査	山 中 チエ子
	大阪狭山市ボランティアグループ連絡会 副会長	稲 田 理 代
	大阪狭山市人権協会 副会長	松 本 節 子
	てとてとクラブ 代表	金 宣 子
	コミュニティソーシャルワーカー（第三中学校区）	田 崎 哲 也
	コミュニティソーシャルワーカー（南中学校区）	牧 野 洋 平
	コミュニティソーシャルワーカー（狭山中学校区）	野 口 由 美

（敬称略 ◎は委員長 ○は副委員長）

5. 大阪狭山市地域福祉計画推進協議会の開催経過

	開催日	主な議事内容
第1回 協議会	平成21年 7月23日（木）	1. 委員長及び副委員長の選出について 2. 市長からの提言依頼 3. 第2次大阪狭山市地域福祉計画の策定に向けての進め方（案）について 4. 第2次大阪狭山市地域福祉計画の策定に係るアンケート調査について 5. 第2次大阪狭山市地域福祉計画の策定に係る地域福祉力評価システムによる調査について 6. その他
第2回 協議会	平成21年 10月29日（木）	1. 第2次大阪狭山市地域福祉計画の策定に係るアンケート調査結果について 2. 第2次大阪狭山市地域福祉計画の策定に係る地域福祉力評価システムによる調査結果について 3. 第2次大阪狭山市地域福祉計画 骨子（案）について 4. その他
第3回 協議会	平成21年 12月24日（木）	1. 第2次大阪狭山市地域福祉計画（案）について 2. その他

6. 大阪狭山市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成17年8月22日
大阪狭山市規程第9号

(設置)

第1条 大阪狭山市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び見直しを行うとともに、計画に基づく地域福祉施策を総合的に推進するため、大阪狭山市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画案の作成に必要な調査及び検討に関する事。
- (2) 計画案の作成に関する事。
- (3) 計画に基づく実施計画の作成に関する事。
- (4) 計画の推進に必要な調査及び研究に関する事。
- (5) 計画の見直しに関する事。
- (6) その他地域福祉施策の推進に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、保健福祉部長をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の所掌事務の具体的事項に関し検討及び協議を行う。

3 幹事会は、会長及び幹事をもって構成する。

4 会長は、保健福祉部において地域福祉計画を担当するグループの課長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 会長は、幹事会の事務を総理し、幹事会を代表する。

7 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する幹事がその職務を代理する。

8 幹事会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長がその議長となる。

9 幹事会の会議は、協議事項の関係幹事のみでこれを開催することができる。

(専門部会)

第7条 専門的な事項について調査及び研究を行うため、必要に応じて幹事会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(大阪狭山市地域福祉計画検討委員会規程の廃止)

2 大阪狭山市地域福祉計画検討委員会規程(平成15年大阪狭山市規程第20号)は、廃止する。

附 則(平成20年3月31日規程第4号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日規程第 号）
この規程は、平成21年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

政策調整室長
総務部長
都市整備部長
市民部長
教育部長
消防長

別表第2（第6条関係）

政策調整室企画グループ課長
政策調整室市民協働・生涯学習推進グループ課長
政策調整室危機管理グループ課長
総務部人権広報グループ課長
保健福祉部生活援護グループ課長
保健福祉部高齢介護グループ課長
保健福祉部健康推進グループ課長
都市整備部土木グループ課長
市民部農政商工グループ課長
教育部教育総務グループ課長
教育部学校教育グループ課長
教育部社会教育・スポーツ振興グループ課長
教育部こども育成室子育て支援グループ課長
教育部こども育成室保育グループ課長
消防本部総務グループ課長

第2次 大阪狭山市地域福祉計画

平成 22 年（2010 年）3 月

編集・発行

大阪狭山市保健福祉部 福祉グループ

〒589-8501

大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1

電 話 072-366-0011（代表）

F A X 072-366-9696

E-mail fukushi@city.osakasayama.osaka.jp